

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

政府

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

第 58/2012/ND-CP 号

ハノイ、2012 年 7 月 20 日

証券法及び証券改正法の条項の一部、及び施行の詳細規定に関する政令

2001 年 12 月 25 日付けの政府組織法に基づき、

2005 年 11 月 29 日付けの企業法に基づき、

2006 年 6 月 29 日付け証券法、2010 年 11 月 24 日付け証券改正法に基づき、

財務省大臣の要請を検討した結果、

政府は、証券法及び証券改正法の条項の一部の詳細規定及び施行ガイダンスに関する政令を公布する。

第 1 章

総則

第 1 条：適用範囲

本政令は有価証券の売出し・上場・取引・売買、有価証券への投資、有価証券及び証券市場に関わるサービスに関する条項の一部の施行を詳しく規定する。

企業が条件付分野または事業別法律が定める事業を営業する場合は、事業別法律を適用しなければならない。本政令の規定が事業別法律の規定と異なる場合、企業は事業別法律の規定を遵守しなければならない。

第 2 条：用語解釈

本政令に使用する用語を以下に解釈する。

1. 自己株式は株式会社が発行し、その発行した会社によって買取された株式である。
2. 交換用株式の発行とは株式を追加発行し、その追加発行された株式をその他株式会社の株式と交換することである。
3. 投資管理契約とはファンド管理会社に対して財産の管理及び投資を委託するために、証券会社または投資家である組織・個人がファンド管理会社と締結する契約である。
4. 預託証券とは、ベトナムで設立し合法的に活動する企業の、現地国の法律に従って海外で発行された証券である。
5. 発行済み株式とは、投資家が全額を支払い、所有者に関する情報が正しく且つ十分に株主名簿に記載された株式である。
6. ファンドの純資産とは、ファンドの全ての資産の総額から負債額を差し引いた金額である。
7. 対象会社とは、その会社の発行した株式が購入行為の対象として公開される会社である。
8. 対象ファンドとは、その証券投資ファンドの発行した出資証券が購入行為の対象として公開されたファンドである。
9. 発行保証とは、発行保証機関が発行元に対して、証券の売出し前の手続の実行・発行元が発行する証券の全部または一部を買い上げて売出しする、或いは発行元が売れ残った証券の全部または一部を買い取り、或いは証券を一般市場で売出すためのサポートを発行元に約束することである。発行保証は以下の形態によって実行される。
- 確約とは、発行保証機関が再販するために発行元の証券の全部または売れ残り証券の買い上げを約束することである。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

- 最大限努力とは、発行元が行う一般市場で売出す前の手続きを発行保証機関がサポートすること、また、一般に証券を流通させるためのサポートをすることである。

- 発行元及び発行保証機関が締結したその他の形態。

10. 債券所有者の代表とは、証券預託センターのメンバーであり、債券所有者の権益を保護するための代表として発行元が指名した者である。

11. 証券投資会社とは、株式会社の形態による証券への投資ファンドである。証券への投資会社は2つの形態がある。

a) 小規模証券投資会社とは、株主が99個以下で、株主が組織の場合の出資金額は30億ドン以上、個人株主の出資金額は10億ドン以上となる。

b) 一般証券投資会社とは、株式を一般に公開・売出す証券投資会社である。

12. 一般購入申し込みとは、組織・個人などの株主の平等を確保するために企業が、法律の規定に従って公開会社・クローズドエンドファンドの制御権取得を目的とするその公開会社の決議権株式・クローズドエンドファンドの出資証券の全部または一部を購入することである。

13. 外国所有最大比率とは、ベトナム法律に規定した、外国の個人・組織が最大限所得できる企業の株式比率である。

14. 認定された金融機関とは、外国為替の法規に従った証券発行に関連する外貨の出納ができる金融機関である。

15. 売出し開始日：

a) 証券の一般売出し開始日とは、発行元が一般市場における売出しを通知し、売出しの公示価格の公開日である。

b) 私募債の売出し開始日とは、発行元の私募債売出しの確定した書類に対し、権限機関が承認を与えた日付である。

16. 売出し完了日：

a) 公開証券売出し完了日とは、売出した証券の売上全額を投資家から回収完了した日付である。

b) 私募的な証券売出し完了日とは、異なった規定がある場合を除き、発行元が売出した証券の売上全額を投資家から回収完了した日付である。

17. 現地国とは、ベトナム発行元が上場し、証券売出しを登録した国家または領域内である。

18. 監査銀行とは証券法第98条第1項に規定した条件を全て満たした商業銀行である。

19. 一般市場の購入申し込み代理店とは、一般に購入を行う組織・個人がその組織・個人及び指定された証券会社によって締結した契約に基づき、公開的な売出しに関する手続を行う代理者として指定した証券会社である。

第2章

証券の売出し

第1節 私募債の売出し

第3条 私募債売出しの対象

1. 企業法及び関連法規に従って設立し、活動する株式会社
2. 株式会社への変更するために私募債を売出す有限会社

第4条 私募債売出しの条件

1. 公開会社でない株式会社の私募債売出し条件：

a) 私募債売出し計画及び株主総会により承認された売出しから得た利益の計画的な運用法があること。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

- b) 発行元が条件付き分野の企業である場合は、事業別法律に規定する条件を満たすこと。
- 2. 有限会社から株式会社への変更を目的とする私募債売出しの条件：
 - a) 変更を目的とする私募債売出し計画の株主の承認または評議委員会の決定があること。
 - b) 発行元が条件付き分野の企業である場合は、事業別法律に規定する条件を満たすこと。
- 3. 公開会社の私募債売出し条件：
 - a) 株主総会を通じて決定された売出し計画・売却益の計画運用法、対象者や投資家の人数を明確に確定されていること。
 - b) 証券改正法第 1 条第 6 項に規定した条件を満たすこと。
 - c) 発行元が条件付き分野の企業である場合は、事業別法律に規定する条件を満たすこと。

第 5 条 私募債売出し書類

- 1. 公開会社でない株式会社の私募債売出し書類は以下の通り。
 - a) 本政令に添付される付録 01 のフォームによる私募債売出し登録書。
 - b) 売出し計画・売却益の運用計画を承認した株主総会の決定書。
 - c) 評議委員会によって委任された場合、購入者のリストおよび選定基準を承認し決定したことがわかるもの。
 - d) 投資家に対する売出しの情報提供資料（該当資料がある場合）。
 - e) 外国投資家へ売出す場合における外国投資家による比率及び投資形態についての規定を遵守していることを証明できる資料。
- 2. 公開会社の私募債売出し書類は以下の通り。
 - a) 本条第 1 項に規定した資料各種。
 - b) 条件付き分野の企業である場合における国家権限機関の承認書（該当資料がある場合）。
 - c) 企業形態変換の法律規定に従った有限会社から株式会社への変換を目的とする私募債売出し登録に関する書類。

第 6 条 私募債売出しの登録手続

- 1. 発行元は、私募債売出し登録書類を本政令第 8 条に規定した国家権限機関へ送付する。
- 2. 書類が不十分で不適格の場合、私募債売出し登録書類を受理した日から 10 日以内に、国家権限機関は書面で発行元へ書類の追加・修正を要請しなければならない。発行元が書類の追加・修正を完成した時点で十分且つ適切な書類と認め受理される。
- 3. 十分且つ適切な書類を受理した日から 15 日以内に国家権限機関は発行元へ通知し、発行元の私募債売出しについてウェブサイトで公表する。
- 4. 売出しが完了してから 10 日以内に、発行元は本政令に添付する付録 02 のフォームで売出し結果報告書を送付する。

第 7 条 私募債発行元の義務

- 1. 発行元及び関連組織・個人は、売出しを大衆メディアに広告してはならない。情報公開は広告的情報または私的に売出し・購入株式を誘致する内容を含んではならない。
- 2. 国家権限機関の要請に従って書類を修正・追加・説明する。
- 3. 登録した計画に従って売出しを実行する。
- 4. 株主総会の委任に従った、私募債売却益の運用計画変更に関する取締役会の決定日から 10 日以内に、発行元は、本政令に添付する付録 03 のフォームで国家権限機関へ報告しなければならない。私募債売却益の運用計画変更は最も早期に開催する株主総会で報告されなければならない。私募債の発行元が公開会社である場合は、発行元のウェブサイトに出し結果・資金計画運用計画変

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

更に関する決定を公表し、公開会社に対する証券及び証券市場についての法律規定に従って、情報公開義務を十分に履行しなければならない。

第8条 私募債売出しを管理する国家権限機関

1. 私募債売出しを管理する国家権限機関（以下「国家権限機関」という）は以下の機関である。
 - a) 財務省（公開会社でない保険会社の場合）。
 - b) ベトナム国家銀行（公開会社でない金融機関の場合）。
 - c) 国家証券委員会（発行元が証券会社、ファンド管理会社、公開会社である場合）。
 - d) 計画投資局、工業団地・輸出加工区・ハイテク工業団地・経済特区の管理委員会（発行元が本条の a、b、c に該当しない公開会社でない株式会社である場合）。
2. 国家権限機関の責任：
 - a) 本政令及び関連法規に従って、私募債売出し登録書類を受理し、処理する。
 - b) 私募債売出しの活動を監査し、本政令における私募債売出しの規定への違反行為を権限に従って処理する。

第2節 証券の一般への公開売出し

第9条 証券の一般への公開売出しに関する総則

1. 以下の場合は、組織・個人が証券の一般への公開売出しをしてはならない。
 - a) 企業が証券法第12条及び証券改正法第1条第7項に規定した証券の一般への公開売出し条件を満たさない場合。
 - b) 本政令第12条、第13条、第14条に規定した場合を除く、企業設立を目的とした証券売出しである場合。
2. 以下の場合を除き、証券の一般への公開売出しの登録は発行元によって実行されなければならない。
 - a) 政府である所有者（国営グループ・公社）が政府持ち株を一般へ公開売出しする場合。
 - b) 大株主が公開会社の持ち株を一般へ公開売出しする場合。
3. 売却益は、証券法第21条第3項の規定に従って、エスクロー口座へ送金されなければならない。発行元が商業銀行である場合は、売却益をエスクローするその他の商業銀行を選定しなければならない。
4. 売出し完了日から10日以内に発行元は売却益について、エスクロー口座を開設する商業銀行の承認が添付された売出し結果を国家証券委員会へ提出しなければならない。報告書を国家証券委員会へ送付した後、発行元は売却益を解除させる。
5. 資金使用報告
 - a) 株主総会の委任に従った、資金運用計画の変更に関する取締役会の決定がある場合、資金運用計画変更の決定日から10日以内に、発行元は本政令に添付する付録04のフォームで国家証券委員会へ報告し、変更理由及び変更に関する取締役会の決定や発行元が外国である場合の投資許可書発行元の承認を公表しなければならない。資金運用変更は最も早期に開催する株主総会で報告されなければならない。
 - b) 投資プロジェクトの実行を目的とした資金調達の場合、売出し完了日からプロジェクト完了日まで、発行元は6カ月毎に本政令に添付する付録05のフォームで国家証券委員会へ報告し、売却益の運用進捗に関する情報を公表しなければならない。

第10条 公開証券売出しの形態

1. 公開証券の初回売出しは以下の通り。
 - a) 発行元の資金調達を目的とする公開証券の初回売出し。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

- b) 証券投資ファンドの設立を目的とする公開出資証券の初回売出し。
- c) 所有構造を変更するが発行元の資本金を増加させないで公開会社になるための公開株式の初回売出し。
- d) インフラ整備やハイテク分野の企業設立、または株式会社の形態である金融機関の設立を目的とする公開株式の初回売出し。
- e) 公開出資契約書の初回売出し。

2. 公開証券の追加売出しは以下の通り。

- a) 資本金増資を目的とする公開会社による公開株式の追加売出しまたは既存株主用の新株引受権の発行。
 - b) ファンドの資本金増資を目的とするファンド管理会社による公開出資証券の追加売出し。
3. 大株主による公開的な公開会社の持ち株売出し、公開会社による債券及びその他証券の公開売出し。

第 11 条 公開証券売出しの条件

公開証券売出しを行う発行元は、証券法第 12 条・証券改正法第 1 条第 7 項に規定した全ての条件を満たさなければならない。特殊な場合は、具体的な条件が本政令第 12 条から第 21 条および第 23 条に規定される。

第 12 条 インフラ整備分野の新規企業の公開株式売出し条件

- 1. 各省庁及び各省・中央直轄市の社会経済発展プログラムに所属するインフラ施設のデベロッパーである。
- 2. 権限機関の承認を受けたプロジェクトを持つ。
- 3. 発行計画及び売却益の運用計画に対する取締役会または創立株主の連帯保証書がある。
- 4. 証券発行保証が認定された証券会社との確実な約束による発行保証書がある。
- 5. 売却益の運用を監査する銀行がある。
- 6. 企業が正式に運営されてから 1 年以内に企業の株式を証券取引所で取引する旨の取締役会や創立株主の誓約書がある。

第 13 条 ハイテク分野の新規企業設立を目的とする公開株式売出しの条件

- 1. 法律の規定に従って投資促進されるハイテク分野で活動する企業である。
- 2. 本政令第 12 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項に規定した条件を満たしている。

第 14 条 株式会社の形態である金融機関設立を目的とする公開株式売出しの条件

- 1. ベトナム国家銀行から設立・運営許可書発行の承認を得ている。
- 2. 発行計画及び売却益運用計画に責任を負う創立株主の誓約書がある。
- 3. 運営開始日から 1 年以内に金融機関の株式を証券取引所で取引する旨の創立株主の誓約書がある。
- 4. ベトナム国家銀行が規定したその他の条件を満たしている。

第 15 条 転換社債、新株引受権付き債券の売出し条件

- 1. 発行元が株式会社形態の企業である。
- 2. 株主総会が承認した売出し計画及び売却益運用計画がある。
- 3. 証券法第 12 条第 2 項の a、b、c 及び証券改正法第 1 条第 7 項に規定した条件を満たしている。

第 16 条 担保債権の売出し条件

- 1. 証券法第 12 条第 2 項及び証券改正法第 1 条第 7 項に規定した条件を満たしている。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

2. 支払い保証が担保されるために財政能力を証明する資料が添付された保証機関の支払い保証書または財産で担保する場合は債券を清算できる財産を所有していること。担保財産の価値は、売出し登録した債券の合計価値と同等以上でなければならない。担保財産の金額確定は権限を有する鑑定機関・組織によって行われ、金額確定日から12カ月以内に発効する。担保財産は保証取引登録に関する法律の規定に従って登録・処理されなければならない。政府または財務省などの支払保証機関が政府を代表して権限に従った支払保証を行う場合は、本規定を適用しない。

3. 発行元は発行元の約束履行を監査する債券所有者の代表者を指定しなければならない。

以下の対象は債券所有者の代表者になってはならない。

- a) 発行元の債務履行を保証する組織。
- b) 発行元の大株主。
- c) 大株主が発行元である組織。
- d) 発行元と同じ大株主を持つ組織。
- e) 発行元と同じ経営者を有する組織、または発行元の影響を受ける組織。

第17条 複数回の公開証券売出し登録条件

1. 多回数の公開株式・証券売出しを行う発行元は以下の条件を満たさなければならない。

- a) 証券法第12条第1項または第2項、証券改正法第1条第7項に規定した条件。
- b) 権限を有する機関の承認を受けた投資プロジェクトまたは生産売出し計画に合致した複数回に分けて資金調達を行っている。
- c) 売出し各回の予定数量及び時間を明記した売出し計画がある。

2. 本条第1項のaとcに規定した条件を満たした金融機関は、12カ月に渡る複数回の公開非転換社債の売出しを登録することが出来る。

第18条 企業統合・合併後に形成した株式会社の公開証券売出し条件

- 1. 株式売出しの場合の証券法第12条第1項のa、cに規定した条件、債券売出しの場合の証券法第12条第2項のa、cに規定した条件を満たす。
- 2. 統合・合併履行日から1年以上活動し売出し登録時点で黒字になっている。
- 3. 債券売出しの場合は、1年以上の期限経過債務がない。
- 4. 売出し完了日から1年以内に、証券を集中型市場で取引する旨の株主総会の誓約書（株式または転換社債の場合）、または取締役会の誓約書（債券の場合）がある。

第19条 外国組織のベトナムにおける公開証券売出し条件

- 1. 売出し登録した年度の前年度に国際会計基準に従って黒字を出している。
- 2. ベトナムの権限機関が承認したベトナムへの投資プロジェクトであり、発行による証券売却益をベトナムにおけるプロジェクトに運用する計画を持つ。
- 3. ベトナムにおける売出しから調達できる総額はプロジェクト総額の30%を超えない。
- 4. 最低限、ベトナムで証券発行保証が認定された証券会社1社との確実な約束による発行保証書がある。
- 5. 売却益の運用を監査する銀行がある。
- 6. 外国発行元は、売却益を海外へ送金しないこと、プロジェクトが許可された期間内に自己資本を引き上げないこと、ベトナム法律の規定に従って発行元の義務を十分に履行すること、ベトナムでの証券発行における外国為替管理の法律を遵守することを約束しなければならない。
- 7. 売出し完了日から1年以内に、証券を集中型市場で取引する旨の株主総会の誓約書（株式または転換社債の場合）、または取締役会の誓約書（債券の場合）があること。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

第 20 条 国際金融機関によるベトナムドンでの債券売出し条件

1. 発行元はベトナムの加盟した国際金融機関でなければならない。
2. 売出し債券は期間が 10 年以上であること。
3. 公開債券売却益全額を法律の規定に従って、権限機関の承認を受けたベトナムにおけるプロジェクトに運用する計画を持つこと。
4. ベトナムにおける売却益の総額がプロジェクト総額の 30%を超えないこと。プロジェクト総額の 30%以上の資金を調達する必要がある場合、政府首相は、財務省及びベトナム国家銀行の要請に基づき決定すること。
5. 発行・支払の条件、投資家による合法的な権限及び利益の確保、その他条件についての投資家に対する発行元の義務履行誓約書があること。
6. ベトナム法律の規定に従って情報公開を履行する誓約書があること。
7. 売出し完了日から 1 年以内に、証券を集中型市場で取引する旨の誓約書があること。

第 21 条 公開会社における大株主の公開株式売出し条件

1. 売出し株式は証券法第 12 条第 1 項の a と b に規定した条件を満たした企業の株式でなければならない。
2. 株式売出し書類の作成を支援する証券会社があること。

第 22 条 株式会社へ転換する国営企業の証券売出し兼公開株式売出し

株式会社へ転換する国営企業の証券売出し兼公開株式売出しは、国営企業から株式会社への転換に関する法律の規定に従って行われる。

第 23 条 交換用株式の追加発行条件

株式・他の会社への出資を目的とした株式を発行する株式会社は以下の条件を満たさなければならない。

1. その他の公開会社における発行元の保有比率増加を目的とするその他公開会社の確定株主 1 社または一部と株式を交換する場合：
 - a) 発行及び交換について株主総会が承認した計画計画があること。
 - b) 変換される対象者の書面による承認があること。
 - c) 証券法第 32 条に従って、交換される株式を保有する公開会社における発行元の保有比率が公開的に購入しなければならない比率を超えた場合は、交換される株式を有する公開会社の株主総会によって承認されていること。
 - d) 交換される株式を有する公開会社の株式所有者が外国投資家である場合は、出資比率・投資形態に関する規定を遵守すること。
2. その他の公開会社における発行元の所有比率の増加を目的とする不確定株主または全株主に対する株式全部または一部の交換：
 - a) 本条第 1 項の a と d に規定した条件を満たすこと。
 - b) 公開買い付けに関する条件を満たし、関連の手順・手続の十分な履行を確保すること。
3. 発行元及びその他の公開会社との統合・合併契約に従った流通しているその他の公開会社の全株式の交換：
 - a) 統合・合併に加わる会社の株主総会が承認した統合・合併の計画、株式交換の計画、統合・合併後の活動・営業の計画計画があること。
 - b) 企業法の規定に従った統合・合併に加わる関係者が締結した統合・合併契約書があること。
 - c) 統合・合併に加わる関係者各側の取締役会が承認した統合・合併後の会社定款の草案があること。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

d) 統合・合併についての競争管理機関の書面による承認、または統合・合併に加わる関係者各側の取締役会による競争法遵守の誓約書があること。

e) 交換される株式を有する公開会社の株式所有者が外国投資家である場合は、出資比率・投資形態に関する規定を遵守しなければならない。

4. 公開会社が公開会社でない会社の株式・出資分の交換を目的に新株を発行する場合：

a) 本条第1項のaに規定した条件を満たすこと。

b) 交換される株式・出資を有する公開会社でない会社の株式所有者が外国投資家である場合は、出資比率・投資形態に関する規定を遵守しなければならない。

第24条 配当金支払を目的とする新株発行の条件

1. 配当金支払を目的とする新株発行の計画を承認した株主総会の決定があること。

2. 会計監査機関による承認付きの、親会社の未処分利益から配当できることの証明がある。公開会社が配当金支払を目的に新株発行を行う親会社である場合、未処分利益は連結財務諸表における親会社の株主の使用権に所属する未処分利益に基づく。

第25条 自己資本による資本金増資を目的とする新株発行の条件

1. 自己資本による資本金の増資を目的に新株発行の計画を承認した株主総会の決定があること。

2. 資本剰余金、投資開発積立金、未処分利益、その他積立金（ある場合）等から法律の規定に従って資本金増資に運用できる資金があること。

公開会社が自己資本による資本金増資を目的に新株発行を行う親会社である場合、資本金増資に運用される資金は親会社の所有権・使用権に所属する資金である。財務省は、自己資本による資本金の増資を目的とする新株発行について具体的にガイダンスすること。

第26条 ベトナムにおける外国機関で働くベトナム人労働者へ賞与される外国機関の証券

外国で発行され、外国機関によってベトナム人労働者へ賞与される証券は以下の条件を満たさなければならない。

1. 賞与される証券に付する権益の運用はベトナムの外国為替管理に関する規定を遵守しなければならない。

2. ベトナム人労働者へ賞与される証券はベトナム証券市場で取引されてはならない。

第3節 海外で売出すベトナム企業の証券

第27条 海外での債券

海外で行うベトナム企業の債券売出しは関連法律の規定に従って実施される。

第28条 海外で行う株式会社の株式売出し条件

1. ベトナム法律に国際取引が禁止される分野のリストに該当せず、かつ法律の規定に従った国際取引比率が確保されていること。

2. 海外で行う株式売出し及び調達した資金の運用計画を承認した株主総会の決定があること。

3. 外国為替管理の法律を遵守すること。

4. 現地国の法律に合致すること。

5. 国家権限機関（金融機関の場合はベトナム国家銀行、保険会社の場合は財務省、証券会社・ファンド管理会社の場合は国家証券委員会）の承認を得ていること。

第29条 海外での預託証券売出しの根拠となる証券発行の条件

1. 海外での預託証券売出しの根拠となる新規証券発行は以下の条件を満たさなければならない。

a) 証券法の規定に従って、公開証券売出し条件を満たすこと。

b) 国際取引が禁止される分野のリストに該当しないこと。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

- c) 企業法の規定に従って、海外での預託証券売出しの根拠となる新規証券発行による資金調達及び発行による売却益の運用計画を承認した株主総会または取締役会の決定があること。
 - d) 預託証券売出しの根拠とする新規証券及び外国の個人・組織がベトナムで所有する株式の合計数量は規定に従って、外国所有比率を確保しなければならない。
 - e) 発行される新規証券に基づく海外での預託証券発行の計画があり、この計画が現地国の規定する売出し条件を満たしていること。
2. ベトナムで発行された新規証券に基づく海外での預託発行サポート機関は本条第1項のb、c、dに規定した条件を満たさなければならない。
3. 海外での預託証券売出しの根拠となる新規証券を発行する機関、または発行された株式に基づく海外での預託証券発行サポート機関は、本政令の規定を遵守し、国家証券委員会の承認を得るために登録しなければならない。
4. 財務省は、海外での預託証券売出しの根拠となる新規証券発行及び発行された株式に基づく海外での預託証券発行サポートに関する手順・手続、預託証券の廃止、海外での預託証券の根拠となる株式の取引・上場を詳細に規定すること。

第30条 海外での証券売出し登録

1. 海外の権限機関へ証券売出し登録の書類を正式に送付する前に、発行元は以下の通り海外での証券売出し登録の書類を国家証券委員会へ送付しなければならない。
- a) 証券売出し計画及び海外での証券売却益の運用計画を承認した株主総会・所有者または取締役会の決定事項の分かるもの。
 - b) 現地国の法律によって必要となる国際会計基準に従って作成された財務諸表。
 - c) 認定された金融機関が発行した外貨での証券発行を行う銀行口座証明書。
 - d) 国家権限機関（金融機関の場合はベトナム国家銀行、保険会社の場合は財務省、証券会社・ファンド管理会社の場合は国家証券委員会）の海外での証券発行を承認した書類。
 - e) 発行元が売出し登録した現地国の国家権限機関へ提出する売出し登録資料各種。
2. 報告資料を全て受理した日から10日以内に、国家証券委員会は、発行元へ書面によって売出し書類承認の是非を通知し、理由を明記しなければならない。

第31条 売出し結果の報告

1. 売出し完了日から10日以内に、発行元は売出し結果を国家証券委員会へ報告し、規定に従って大衆メディアで売出し結果に関する情報を公開しなければならない。
2. 発行元が上場しているベトナム証券市場・国内証券取引所で取引できる外国機関・投資家の出資比率を調整するため、国家証券委員会へ送付した売出し結果報告書を同時にベトナム証券預託センターや事業別法律の規定に従ったその他機関へ送付しなければならない。
3. 財務省は報告書のフォーム及び情報公開内容を詳細に規定する。

第32条 資金運用の進捗の報告

海外での売却益の運用において、売出し完了日から6カ月毎に発行元は売却益の運用進捗について国家証券委員会へ報告しなければならない。資金運用計画を変更する場合、発行元は国家証券委員会へ報告し、変更の理由に関する情報を公開しなければならない。資金運用進捗報告書及び資金運用計画変更報告書は本政令に添付する付録06と付録07のフォームに従って作成すること。

第3章

公開会社

第1節 公開会社の登録及び登録の廃止

第33条 公開会社の書類

公開会社の書類は以下の書類の通り。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

1. 企業関連法律の規定に従った企業定款。
2. 営業登録証明書の公証付きコピー。
3. 本政令に添付する付録 08 のフォームで作成された営業組織モデル・管理組織図・株主構造に関する概要。
4. 独立会計監査事務所によって会計監査を受けた最新年度の財務諸表。

第 34 条 公開会社の登録

1. 証券法第 25 条第 1 項の a、b に規定した場合を除き、公開会社は、公開会社になった日付から 90 日以内に、公開会社として登録するための書類を国家証券委員会へ提出する責任を負う。
2. 適切な書類を受理した日付から 7 日以内に国家証券委員会は公開会社の社名・営業内容及びその他関連情報を国家証券委員会のメディアに公開する責任を負う。
3. 公開会社になった日付に出資を完了し、株主名簿に株主の人数が 100 人以上記載された日付として認められる。

第 35 条 公開会社として登録した情報の公開

1. 国家証券委員会が本政令第 34 条第 2 項に従って公開会社の社名を公表した日付から 7 日以内に、公開会社は中央レベル新聞 1 通または本社所在地ある地方新聞 1 通に情報を公開する責任を負う。
2. 本政令の添付する付録 08 のフォームで作成された営業組織モデル・管理組織図・株主構造、会社定款、財務諸表は会社のウェブサイトに掲載しなければならない。

第 36 条 公開会社登録の取消

1. 公開会社は、証券法第 25 条に規定した公開会社の条件を満たさない日付から 15 日以内に、国家証券委員会へ通知する責任を負う。

公開会社の条件を満たさない日付は、会計監査を受けた最新年度財務諸表において出資された資本金が 100 億ドン未満である日付、証券預託センターの承認または株主名簿によって株主の人数が 100 人未満である日付、或いは上述した両条件に該当した日付である。

2. 統合・合併・倒産・解散・企業形態変更またはその他組織・個人によって所有された場合を除き、公開会社の条件を満たさない日付から 1 年後、国家証券委員会は公開会社の登録を取消す。
3. 国家証券委員会が公開会社登録の取消を通知した時点まで、企業は公開会社に関する規定を全て履行しなければならない。
4. 国家証券委員会による公開会社登録の取消に関する通知を受け取った後、会社は中央レベル新聞 1 通、本社所在地の地方新聞 1 通、会社のウェブサイトに公開会社登録の取消について通知しなければならない。

第 2 節 自己株式の購入、公開会社の自己株式の売却

第 37 条 自己株式の購入条件

1. 自己株式として自己株式を購入する公開会社は以下の条件を満たさなければならない。
 - a) 発行した普通株式の 10% 以上または配当金優先株式の 10% 以上を購入する際の株主総会の決定、12 カ月毎に発行した普通株式の 10% 以下または 12 カ月毎に発行した配当金優先株式の 10% 以下を買取する場合における取締役会の決定がある。
 - b) 資本剰余金、投資開発積立金、未処分税引後利益、法律の規定に従って資本金増資に使用できるその他資金等自己株式を買取する資金がある。
 - c) 取締役会が承認した施行期間、株価確定原則の明記された自己株式買取計画がある。
 - d) 取引を行う者として指定された証券会社がある。
 - e) 普通株式の買取によって自己株式が発行した同類株式の 25% 以上である場合、公開会社は公開購入を行わなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

- f) 公開会社が条件付き分野の企業である場合は、事業別法律に規定した条件を満たす。
- 2. 以下の場合において、自己株式の買取は本条第 1 項の規定が免除される。
 - a) 企業法第 90 条に規定される株主の要請に従った自己株式の買取。
 - b) 配当金支払を目的とする新株発行の計画に基づいた私募債、本政令のガイダンスに従って実行された資本金による新株発行の買取。
 - c) 証券会社が国家証券委員会の規定に従って、取引を確定させるため自己株式を買取した場合。

第 38 条 自己株式として株式を買取できない場合

- 1. 以下の場合において、会社は自己株式として自己株式の買取が出来ない。
 - a) 会計監査を受けた最新年度財務諸表において、支払期限が経過した債務がある。自己株式買取予定日が毎年の 6 月 30 日以降である場合、期限期限が経過した債務は会計監査またはチェックを受けた最新半期財務諸表に基づいて確定される。
 - b) 資金調達を目的とする株式売出し中である場合。
 - c) 会社の株式が公開購入の対象である場合。
 - d) 企業法第 90 条に従った自己株式の買取、配当金支払を目的とする新株発行の計画に基づいた私募債の買取、本政令のガイダンスに従って実行された資本金による新株発行の買取、証券会社が国家証券委員会の規定に従って取引を確定させるための自己株式の買取を除き、6 カ月内に自己株式の買取を行った場合。
 - e) 自己株式の買取と自己株式の売却を同時に行う場合。
- 2. 各株主の所有比率に即して買取すること、または会社が発行した株式の公開購入を行うことを除き、会社は自己株式として以下の対象から株式を購入してはならない。
 - a) 証券法の規定に従った会社の管理職及び関連者。、
 - b) 法律及び会社定款の規定に従った譲渡制限株式の所有者。、
 - c) 証券法の規定に従った大株主。

第 39 条 自己株式の売却条件

- 1. 公開会社は、社内労働者への賞与として売却または使用される場合、証券会社が取引を確定させるための自己株式買取を除き、自己株式の買取が完了した日付から 6 カ月が過ぎた後、自己株式を売却することが出来る。
- 2. 取締役会が承認した施行期間、株価確定原則が明記された売却計画がある。
- 3. 取引を行う者として指定された証券会社がある。
- 4. 公開証券売出しの形態で自己株式を売却する場合は、公開会社が公開証券売出しに関する規定に従って実行する。

第 4 章

公開購入

第 40 条 公開購入の原則

公開会社の株式またはクローズドエンドファンドの出資証券の公開購入は以下の原則を確保しなければならない。

- 1. 全ての公開購入条件は、対象会社の全株主または対象ファンドの全投資家に対して平等に適用される。
- 2. 公開購入へ参加する全員は、株式・クローズドエンドファンドの出資証券の購入オファーにアクセスできる情報を十分に提供される。
- 3. 対象会社の株主または対象ファンドの投資家の自己決定権を尊重する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

4. 証券・証券市場に関する法律、その他関連法律の規定を遵守する。
5. 公開購入側が購入の代理店として証券会社1社を指定しなければならない。

第41条 公開購入の場合

1. 公開購入の場合は、証券改正法第1条第11項に規定される。
2. 証券改正法第1条第11項に規定される以外に、公開会社の株式またはクローズドエンドファンドの出資証券の購入を予定する組織・個人は本政令の規定を全て順守しなければならない。

第42条 公開購入の登録書類

公開購入登録書類は以下の通り。

1. 財務省が規定したフォームでの公開登録書。
2. 公開購入を承認した株主総会または取締役会（株式会社の場合）、取締役会または会社の所有者（有限会社の場合）、投資家総会（メンバーファンドの場合）の決定。
3. 公開会社が資本の減資を目的に自己株式を買取する場合における株主総会の決定。
4. 会計監査を受けた前年度の財務諸表及び事業別法律に従った財政能力を明確にする資料、または公開購入を行う個人・組織の財政能力を証明する資料。
5. 公開会社が自己株式を公開の形で買取する場合における会社が自己株式の購入条件を満たしたと証明する資料。
6. 財務省が規定したフォームでの公開購入の情報公開書。
7. クローズドエンドファンドの出資証券購入の場合における監査銀行での口座凍結証明書。

第43条 公開購入の登録

1. 公開会社の株式またはクローズドエンドファンドの出資証券を公開的に購入する組織・個人は、購入登録書類を国家証券委員会へ送付しなければならない。購入登録書類は同時に対象会社・ファンド管理会社へも送付されなければならない。購入登録書類を受けた日から3日以内に、対象会社・対象ファンド管理会社は購入の申込情報を会社の情報公開手段及び対象会社またはファンドが上場している証券取引所に公表する義務を有する。
2. 購入登録書類を受けた日から15日以内に、国家証券委員会は、書面による回答返事を出さなければならない。書類に問題点や不備がある場合、購入を登録する組織・個人は国家証券委員会の要請に従って追加・修正しなければならない。
3. 国家証券委員会より、購入の組織・組織による購入登録書類の修正・追加を要請する書面が発行された日から15日以内に、購入組織・個人は、要請に従って書類を完成させなければならない。期限が過ぎても組織・個人が要請した追加・修正を行わない場合、国家証券委員会はその購入登録書類の検討を行わない。

第44条 対象会社の取締役会または対象ファンドの代表委員会による責任

1. 購入登録書類を受けた日から10日以内に、対象会社の取締役会または対象ファンドのファンド管理会社は、その公開購入申込に対する対象会社・対象ファンド代表委員会の意見を国家証券委員会及び株主または投資家へ通知しなければならない。国家証券委員会へ送付される資料は、国家証券委員会の規定に従って、書面及び電子データの形で示さなければならない。
2. 対象会社の取締役会または対象ファンドの代表委員会の意見は書面によって示され、取締役会またはファンド代表委員会の殆どのメンバーによる署名があり、株式またはクローズドエンドファンドの出資証券購入に対する取締役会またはファンド代表委員会の評価が記載されなければならない。取締役会またはファンド代表委員会の評価と異なった評価を行う取締役会・代表委員会のメンバーがいる場合その者の意見も公表しなければならない。

第45条 公開購入に関する情報を知る者の責任

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

取締役会のメンバー、社長、副社長、会計長、大株主及び公開購入組織・対象会社または対象ファンド管理会社の関係者、対象ファンドの代表委員会メンバー、証券会社の社員及び公開購入の情報を知るその他者は、知りえる情報を利用して公開購入の正式開始時点の前に、自己のための証券の売買、情報の流布、他者の証券売買の扇動、勧誘などの行為をしてはならない。

第 46 条 購入側の禁止される行為

1. 公開購入登録書類を国家証券委員会へ送付した時点から購入活動完了日まで、購入側は以下の行為をしてはならない。
 - a) 公開購入活動以外に、対象会社の株式・株式購入権・転換社債または対象ファンドの出資証券・出資証券購入権を直接または間接的に購入したり、購入の約束をすること。
 - b) 購入側が購入している証券・クローズドエンドファンド出資証券を売却をしたり、売却の約束をすること。
 - c) 購入されている同類の株式・株式購入権及び転換社債またはクローズドエンドファンド出資証券の各所有者に対する不公平な対応をすること。
 - d) 株主または投資家に不統一の情報を提供したり、提供が同時に行われないこと。
 - e) 購入中に対象会社の株主からの株式購入または対象ファンドの投資家からの出資証券の購入を拒否すること。
 - f) 公開購入登録書に記載した条項と異なった対象会社の株式または対象ファンドの出資証券を購入すること。
2. 外国投資家は、法律が規定した外国投資家の所有比率を超えた株式またはクローズドエンドファンド出資証券の数量を所有するため、公開会社の株式またはクローズドエンドファンド出資証券の公開購入を実行してはならない。

第 47 条 公開購入の代理店を務める証券会社の義務

1. 公開購入側が故意に情報を隠したり、書類・資料を偽造したり、公開購入の代理店を務める証券会社の管理能力を超えた違反行為を行った場合を除き、組織・個人が本政令の規定に従って購入するように案内し、購入組織・個人が本政令及びその他関連法規の規定に違反した場合に連帯責任を負うこと。
2. 公開購入登録書に記載した期間内に、株式またはクローズドエンドファンド出資証券の売却注文を受けたり、購入側へ株式またはクローズドエンドファンド出資証券を譲渡する代理店として代理業務を行うこと。
3. 購入組織・個人が登録した購入時点に、購入出来る資金があることを保証すること。

第 48 条 公開購入価格確定の原則

1. 公開会社の株式またはクローズドエンドファンド出資証券の公開購入価格は、以下の原則に従って確定される。
 - a) 対象会社が上場企業または株式取引を登録した企業である場合、購入価格は、購入登録書を送付した日付の 60 日前に、証券取引所が公表した対象会社の平均参照株価より低く設定してはならず、その期間内に行われた購入組織・個人の最高購入価格より低く設定してはならない。
 - b) 対象会社が上場企業または株式取引を登録した企業でない場合、購入価格は、購入登録書を送付した日付の 60 日前に、2 社以上の証券会社が常に公表する平均価格、または対象会社の直近で発行された株式売出し価格より低く設定してはならず、その期間内に行われた購入組織・個人の最高購入価格より低く設定してはならない。
 - c) ファンド出資証券の購入価格は、購入登録書を送付した日付の 60 日前に、証券取引所が公表したファンド出資証券の平均参照価格より低く設定してはならず、その期間内に行われた購入組織・個人が購入したそのファンド出資証券の最高価格より低く設定してはならない。
2. 公開購入中に、購入側は購入価格の値上げのみ行うことが出来る。値上げは、購入側が遅くとも購入活動の完了日の 7 日前に公表することが条件で、その値上げは購入側への売却に合意した

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

株主または投資家を含む対象会社の株主全員または対象ファンドの投資家全員に適用されなければならない。

第 49 条 公開購入オファーの取消

1. 公開購入を公表した後、公開購入登録書に記載された以下の理由において、購入側は購入オファーを取り消すことが出来る。
 - a) 売却の登録された株式またはクローズドエンドファンド出資証券の数量が、購入側の公開購入登録書に公表した最低比率に満たない場合。
 - b) 対象会社が決議権株式の数量を増減し、株式の分割・合併または優先株式の転換を承認した場合。
 - c) 対象会社が資本の減資を行った場合。
 - d) 対象会社が証券を追加発行したり、対象ファンドがファンドの資本金の増資を目的に出資証券を発行した場合。
 - e) 対象会社が資産の全部または一部、或いは会社の部署の一部を売却した場合。
2. 購入側は、対象会社または対象ファンドに対する購入オファーの取消を国家証券委員会へ報告し、国家証券委員会の承認を得た後、その購入オファーの取消を電子新聞 1 通または同じ新聞 3 通に連続して公表しなければならない。

第 50 条 公開購入の取引

1. 国家証券委員会の意見を受けた日から 7 日以内に、購入側は、購入を電子新聞 1 通または同じ新聞 3 通に連続して公表しなければならない。公開購入は、購入登録を承認する国家証券委員会による書面を必要とし、購入組織・個人が上述の方法で公表した後に行われる。

対象会社が上場企業または証券取引所において取引を登録した企業、或いは対象ファンドである場合、購入組織・個人は、対象会社が取引を登録したり、株式を上場した証券取引所、或いは対象ファンドが出資証券を上場した証券取引所の情報を公開しなければならない。

2. 購入側は購入する代理店として証券会社 1 社を指定しなければならない。国家証券委員会は、証券会社が行う購入代理店の業務実施手順について指導する。
3. 購入活動期間は、国家証券委員会に送付した公開購入登録書に記載した正式な購入開始日から 30 日以上、60 日以下でなければならない。
4. 公開購入中に、購入の条件が変更されたり、その他の組織・個人が対象会社の株式または対象ファンドの出資証券に対して競争的購入を行った場合、購入オファーに合意した対象会社の株主または対象ファンドの投資家は、購入オファーに対する合意を取消することが出来る。
5. 購入した株式またはクローズドエンドファンド出資証券の数量が、売却の登録がなされた株式またはクローズドエンドファンド出資証券の数量より小さい場合、売却される株式クローズドエンドファンド出資証券の数量は、対象会社の各株主が売却を登録した株式数量または各投資家が売却を登録した出資証券数量の比率に基づいて計算し、株主全員または投資家全員に対する平等な価格を確保しなければならない。

第 51 条 公開購入の継続

流通している議決権株式全数または議決権出資証券全数に対して購入が行われた場合を除き、公開購入を実行した後、公開会社の流通株式数量またはクローズドエンドファンドの流通出資証券数量の 80% 以上を取得した購入側は、証券改正法第 1 条第 11 項に規定した 30 日以内に、公開購入期間と価格及び支払方法において同様の条件で残りの株式または出資証券を買取しなければならない。

公開購入を行う組織・個人は、公開購入活動の完了日から 5 日以内に、公開購入の継続について、国家証券委員会へ通知し、証券法の規定に従って購入の継続に関する情報を公表しなければならない。

第 52 条 公開購入結果に関する情報の報告及び公表

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

公開購入活動完了日から5日以内に、公開購入を行う組織・個人は、公開購入結果を国家証券委員会へ送付し、証券取引所（公開購入された株式またはクローズドエンドファンド出資証券が証券取引所に上場される場合）のウェブサイトを含む大衆メディアに購入結果を公表しなければならない。公開購入結果は財務省が規定したフォームで作成される。

第5章

上場、取引の登録、禁止される取引

第1節 ベトナムでの証券取引所における国内発行組織の証券上場

第53条 ホーチミン市証券取引所での証券上場条件

1. 株式の上場条件：

- a) 上場登録時点で、帳簿上において出資済みの資本金が1,200億ドン以上の株式会社であること。
- b) 民営化と同時に上場する国営企業を除き、上場登録時点で、株式会社として2年以上活動していること。最新年度の株主資本利益率（ROE）が5%以上で、上場登録する年度までの過去2年間の営業結果が黒字であり、1年以上の期限経過債務がなく、上場登録年度まで累計損失がなく、財務会計報告に関する法律の規定を遵守していること。
- c) 会社に対する取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長、大株主及びその他関係者の債務を全て公開すること。
- d) 政府首相が規定した株式会社へ転換する国営企業を除き、会社の議決権株式の20%以上が大株主を除く株主300人以上に所有されること。
- e) 所有代表者が取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長である個人・組織の株主や、取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長との関係者である大株主が上場した日付から6カ月間、所有する株数100%（政府の所有で上述した個人が保持する株数は別とする）を、次の6カ月にその株数の50%を保持することを約束すること。
- f) 規定に従った適切な株式上場登録書類があること。

2. 社債上場の条件：

- a) 上場登録時点で、帳簿上において出資済みの資本金が1,200億ドン以上の株式会社・有限会社であること。
- b) 上場登録する年度の過去2年間の営業結果が黒字であり、1年以上の期限経過債務がなく、政府に対する金銭的義務を完了していること。
- c) 同時に発行した社債の所有者が100人以上であること。
- d) 同時に発行した社債の満期日が同様であること。
- e) 規定に従った適切な社債上場登録書類があること。

3. 公開ファンドの出資証券または公開証券会社の株式の上場条件：

- a) 発行した出資証券の総額（額面ベース）が500億ドン以上のクローズドエンドファンドであるか、または上場登録時点で帳簿上において出資済み資本金が500億ドン以上の証券会社であること。
- b) 証券投資ファンドの代表委員会の役員または公開証券会社の取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長、会計長や、取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長、会計長（ある場合）の関係者である大株主が上場した日付から6カ月間、所有する株数100%を次の6カ月にその株数の50%を保持することを約束すること。
- c) 専業投資家を除いた公開ファンド出資証券の所有者が100人以上であり、または公開証券会社の所有株主が100人以上であること。
- d) 規定に従った適切な公開ファンドの出資証券上場登録書類または公開証券会社の株式上場登録書類があること。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

4. 株式会社である金融機関の証券上場登録の場合は、本条第1項・第2項に規定した条件以外、ベトナム国家銀行の合意を得なければならない。

第54条 ハノイ証券取引所での証券上場条件

1. 株式上場の条件

- a) 上場登録時点で帳簿上における出資済みの資本金が300億ドン以上の株式会社であること。
- b) 民営化と同時に上場する国営企業を除き、上場登録時点で株式会社として1年以上活動している。最新年度の株主資本利益率（ROE）が5%以上で、上場登録する年度の前年度営業結果が黒字であり、1年以上の期限経過債務がなく、上場登録年度まで累計損失がなく、財務会計報告に関する法律の規定を遵守していること。
- c) 政府首相が規定した株式会社へ転換する国営企業を除き、会社の議決権株式の15%以上が大株主を除く株主100人以上に所有されること。
- d) 所有代表者が取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長である個人・組織の株主や、取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長の関係者である大株主が上場した日付から6カ月に、所有する株数100%（政府の所有で上述した個人が保持する株数は別とする）を、次の6カ月にその株数の50%を保持することを約束すること。
- e) 規定に従った適切な株式上場登録書類がある。

2. 社債上場の条件：

- a) 上場登録時点で、帳簿上において出資済みの資本金が100億ドン以上の株式会社・有限会社であること。
- b) 上場登録する年度の前年度営業結果が黒字であること。
- c) 同時に発行した社債の満期日が同様であること。
- d) 規定に従った適切な社債上場登録書類があること。

3. 国債、政府保証付き債券、地方債が財務省の規定に従って証券取引所に上場されること。

4. 株式会社である金融機関の証券上場登録の場合は、本条第1項・第2項に規定した条件以外、ベトナム国家銀行の合意を得ること。

第55条 企業統合・合併後に形成された株式会社の証券上場及び証券取引所の再編の場合

1. 財務省は、企業統合・合併後に形成された株式会社の証券による証券取引所への上場について指導する。
2. 証券取引所の再編を行う場合、政府首相は各証券取引所の上場の状況に基づいて、上場地区の分類指標について規定する。

第56条 上場未公開会社（Upcom）の取引登録

1. 証券法第25条の規定に従って、証券を証券預託センターに預託登録したが証券取引所に上場していない公開会社は、上場未公開会社向け市場に取引を登録することが出来る。
2. 公開証券売出しを行ったが上場していないまたは上場の条件を満たしていない公開会社は、証券改正法第1条第7項の規定に従って上場未公開会社向け市場に証券取引登録をしなければならない。
3. 財務省は、上場未公開会社の登録書類・手続について詳細に規定する。

第57条 証券取引所での証券上場登録書類

1. 証券上場登録機関は上場登録書類を証券取引所へ提出しなければならない。
2. 株式上場登録書類は以下の通り。
 - a) 株式上場登録書。
 - b) 株式上場を承認した最新株主総会の決定。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

- c) 上場登録書類を提出する 1 カ月前に作成された上場登録機関の株主名簿。
 - d) 財務省が規定したフォームでの公示表。
 - e) 取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長である株主や、取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長の関係者である大株主が作成し、上場した日付から 6 カ月以内に所有する株数 100%を、次の 6 カ月にその株数の 50%を保持することを約束する誓約書。
 - f) 上場コンサルティング契約（ある場合）、
 - g) 特殊な営業分野の規定に従った外国投資家の参加比率を制限する誓約書（ある場合）。
 - h) 取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長との関係者の名簿。
 - i) その組織の証券の登録、および集中的に預託されたことに関する証券預託センターの証明書。
 - k) 株式会社である金融機関に対するベトナム国家銀行の書面による合意。
3. 債券上場登録書類は以下の通り。
- a) 債券上場登録書。
 - b) 債券上場を承認した取締役会の決定、転換社債上場を承認した株主総会の決定（株式会社の場合）、債券上場を承認した取締役会の決定（メンバー2人以上の有限会社の場合）、または企業所有者の決定（メンバー一人有限会社の場合）。
 - c) 上場登録機関の債券所有者名簿。
 - d) 財務省が規定したフォームでの公示表。
 - e) 支払条件、負債比率、転換条件（転換社債上場の場合）及びその他の条件を含む投資家に対し上場登録機関が果たす義務の誓約書。
 - f) 支払保証書または担保付債券を上場する場合における担保財産価値確定書と添付される担保財産の合法的な所有権を証明する適切な資料及び保険契約（ある場合）。担保財産は権限機関に登録されなければならない。
 - g) 発行組織及び債券所有者との契約。
 - h) その組織の債券の登録、および集中的に預託されたことに関する証券預託センターの証明書。
 - i) 株式会社である金融機関に対するベトナム国家銀行の書面による合意。
4. 公開ファンド出資証券及び公開証券会社の株式の上場登録書類は以下の通り。
- a) 公開ファンドの出資証券の上場登録書または公開証券会社の株式上場登録書。
 - b) 公開ファンド出資証券の投資家名簿または公開証券会社の株主名簿。
 - c) 財務省が規定したフォームに従った公開ファンド・公開証券会社の定款、投資家総会または株主総会が承認した監査契約。
 - d) 財務省が規定したフォームでの公示表。
 - e) ファンド代表委員会役員の名簿及び簡略な履歴書、ファンド代表委員会の独立役員が発行したファンド管理会社及び監査銀行との独立性に関する誓約書。
 - f) 証券投資ファンド代表委員会の役員または公開証券会社の取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長である株主や、取締役会・監査委員会の役員、社長、副社長、会計長との関係者である大株主が作成し、上場した日付から 6 カ月に所有する出資証券・株数 100%を、次の 6 カ月にその出資証券・株数の 50%を保持することを約束する誓約書。
 - g) 監査銀行の証明がある上場登録時点までの公開ファンド・証券会社の投資結果報告書。
 - h) その公開ファンドの出資証券または公開証券会社の株式の登録、および集中的に預託されたことに関する証券預託センターの証明書。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

5. 上場登録機関に対して承認を出した証券取引所は、上場登録書類のコピーを国家証券委員会へ送付しなければならない。

第 58 条 上場登録手続

1. 適切な書類を受けた日付から 30 日以内に、証券取引所は上場登録の承認、却下を判断する責任を負う。上場登録を却下した場合、証券取引所は理由付きの書面による回答をしなければならない。

2. 証券取引所は、証券上場登録の手順を証券取引所における証券上場規制について詳細に案内しなければならない。

第 59 条 上場登録の変更

1. 上場組織は、以下の場合において、上場登録変更の手続を行わなければならない。

a) 上場組織が配当金の支払い・資本金の増資、既存株主への新株引受権売出しを目的に、または賞与株として、株式の分割・合併・新株発行を行った場合。新株発行の場合、上場組織は売出し活動を完了した日付から 30 日以内に追加上場しなければならない。

b) 上場組織が分割または合併された場合。

c) 証券取引所における上場株数を変更、その他の場合。

2. 証券取引所へ提出する上場登録変更書類は以下の通り。

a) 上場変更理由が明記された上場登録変更申請書及び関連資料。

b) 株式上場の変更を承認した株主総会の決定、債券上場の変更を承認した取締役会の決定または転換社債上場の変更を承認した株主総会の決定（株式会社の場合）。債券上場の変更を承認した取締役会の決定（メンバー 2 人以上の有限会社の場合）または企業所有者の決定（メンバー一人有限会社の場合）。証券投資ファンド出資証券の上場変更を承認した投資家総会の決定または株式上場の変更を承認した公開証券会社株主総会の決定。

3. 上場登録変更手続は証券取引所による上場規制の規定に従って実行される。

第 60 条 上場の取消

1. 以下の場合において証券の上場が取消される。

a) 証券取引所に上場した企業が本政令第 53 条第 1 項の a・d、第 54 条第 2 項の a・c（株式の場合）、第 53 条第 2 項の a・c、第 54 条第 2 項の a（社債の場合）、第 53 条第 3 項の a・c（期間が 01 年間である出資証券の場合）に規定した上場条件を満たさない。

b) 上場組織の 1 年以上の生産営業活動の停止、または停止を受けた場合。

c) 上場組織の営業許可書または活動許可書（事業別許可書）が回収された場合。

d) 12 カ月間、証券取引所での取引がない株式。

e) 3 年間連続で利益が赤字の場合、累計損失が取消を検討する時点の会計監査を受けた最新財務諸表における出資した資本金より大きい場合。

f) 合併・統合・分割・解散または破産による上場組織の存続の終了、証券投資ファンドの活動停止。

g) 債券の満期、および上場債券が満期日前に発行組織に全部購入された場合。

h) 会計監査機関が会計監査の実施を拒否、および上場組織の最新年度財務諸表を認めないまたはコメントを拒否した場合。

i) 上場を認められた機関が認めた日付から 3 ヶ月以内に証券取引所での上場手続を完了しない場合。

k) 上場組織が 3 年間連続で財務諸表の提出が遅れた場合。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

- l) 国家証券委員会、証券取引所は、上場組織による上場書類の偽造、または上場書類が投資家の判断に重大な影響を与える誤報を含有すると発見した場合。
- m) 上場組織が情報公開義務に関する規定に重大な違反をした、または国家証券委員会が投資家の権益を保護するために必要であると判断した場合。
2. 上場組織は上場の取消を要請した場合証券の上場が取消される。
- a) 上場取消の条件：
- 上場組織は、大株主以外の株主による 50%以上の議決票をもって上場取消を承認した株主総会の決定がある場合のみ上場取消が出来る。
 - 上場組織は、証券改正法第 1 条第 7 項の規定に従い、株式上場開始日から 2 年以内は上場の取消を要請してはならない。
- b) 上場取消要請の書類は以下の通り。
- 上場取消申請書、
 - 株式上場の取消を承認した株主総会の決定、債券上場の取消を承認した取締役会の決定または転換社債上場の取消を承認した株主総会の決定（株式会社の場合）。債券上場の変更を承認した取締役会の決定（メンバー 2 人以上の有限会社の場合）または企業所有者の決定（メンバー一人有限会社の場合）。証券投資ファンド出資証券の上場取消を承認した投資家総会の決定または株式上場の取消を承認した公開証券会社株主総会の決定。
3. 証券の上場取消が実行されたが、本政令第 53 条または第 54 条に規定した条件を満たした機関は、上場取消の日付から 12 カ月後に再上場を登録することが出来る。再上場の書類・手続は本政令第 57 条・第 58 条に規定される。
4. 上場取消手続は証券取引所の上場規則の規定に従って行われる。

第 2 節 ベトナムでの証券取引所における外国発行組織の証券上場

第 61 条 ベトナムでの証券取引所における外国発行組織の証券上場条件

1. ベトナム証券法律の規定に従って公開売出しを行った外国発行組織の証券であること。
2. 上場登録の証券数量がベトナムでの売出しが認められた証券数量と同等であること。
3. 本政令第 53 条または第 54 条に規定した上場条件を満たしていること。
4. ベトナム法律の規定に従った上場組織の義務履行誓約書があること。
5. ベトナムで設立し、活動している証券会社が証券上場のコンサルタントとして参加すること。
6. 外国為替管理に関するベトナム法律の規定を遵守すること。

第 62 条 上場書類・手続

1. 上場登録書類：

ベトナムでの証券取引所に上場を登録する外国発行組織は、本政令第 57 条に規定した上場登録書類及び以下の資料を必要とする。

- a) ベトナムで計画件を行う外国機関の誓約書。
- b) 海外へ資本金を移動せず、計画件が許可された期間内は自己資本を引き上げない旨の誓約書。
- c) ベトナム法律の規定に従った上場組織の義務履行誓約書。
- d) 上場コンサルティング契約。

2. 上場登録手続

- a) 適切な書類を受けた日付から 30 日以内に国家証券委員会は、外国発行組織のベトナムでの証券取引所への上場登録の承認、却下を判定する。却下する場合、国家証券委員会は理由付きの書面による回答をしなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

b) 国家証券委員会が承認した後、証券取引所はベトナムでの証券取引について詳細に説明する。

第 63 条 上場の取消

本政令第 60 条に規定した場合のいずれか、または外国機関のベトナムにおける計画が 1 年以上生産営業を停止したり、投資許可書が回収された場合、ベトナムにおける外国機関の証券の上場が取消される。

第 3 節 海外での証券取引所におけるベトナム発行組織の証券上場

第 64 条 海外での証券取引所における上場条件

1. ベトナム法律に国際取引が禁止される分野のリストに記載されず、法律の規定に従って外国所有比率が確保されている。
2. 発行組織が海外での証券取引所にて行う証券上場と、海外での証券売出しとが連携していなければならない。
3. 海外での上場を承認した株主総会の決定（株式会社の場合）または取締役会の決定（メンバー 2 人以上の有限会社の場合）、企業所有者の決定（メンバー一人有限会社の場合）がある。
4. 相手国の証券市場管理機関または証券取引所及びベトナム国家証券委員会またはベトナムの証券取引所との協力合意を得た相手国の証券取引所の上場条件を満たしていること。
5. 外国為替管理に関するベトナム法律の規定を遵守すること。
6. 発行組織が条件付き分野の企業である場合は、その分野を管理する政府機関の承認を得なければならない。
7. 国家証券委員会に登録書類が承認されていること。

第 65 条 国家証券委員会の承認を受けるための書類・手続

1. 国家証券委員会へ送付する登録書類は以下の通り。
 - a) 海外の証券取引所における上場登録書類のコピー。
 - b) 海外での上場を承認した株主総会の決定（株式会社の場合）または取締役会の決定（メンバー 2 人以上の有限会社の場合）、企業所有者の決定（メンバー一人有限会社の場合）。
2. 国家証券委員会の承認手続

適切な書類を受けた日付から 30 日以内に国家証券委員会は、ベトナム発行組織の海外証券取引所における上場登録の承認・却下を判断しなければならない。却下する場合、国家証券委員会は理由付きの書面による回答をしなければならない。

第 66 条 海外での証券取引所において証券上場した企業の義務

1. 海外での証券取引所における上場の情報公開：
 - a) 海外での証券取引所へ証券上場登録書類を正式に送付した時点から 24 時間以内に発行組織は、上場登録書類送付の情報を現地国の権限機関へ公表しなければならない。
 - b) 現地国の権限機関または現地国の証券取引所による証券上場の承認または却下に関する決定を受けてから 72 時間以内に発行組織は、現地国の権限機関または証券取引所の決定について、国家証券委員会へ報告しなければならない。同時に、その決定を大衆メディアに公表しなければならない。
 - c) 海外での証券取引所における上場を取消した日付から 72 時間以内に企業は、上場取消の決定を国家証券委員会へ送付し、大衆メディアに情報を公表しなければならない。
2. 継続的な情報公開：
 - a) 現地国及びベトナムの法律に従って情報を公開する。情報公開について、現地国の法律とベトナム法律に相違がある場合は、国家証券委員会へ報告しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

海外市場で投資家及び証券所有者に公開された情報は、同時にベトナムの大衆メディアでもベトナム語で公開し、国家証券委員会と発行組織が証券を上場している証券取引所へ報告されなければならない。逆の場合も同様である。

b) 国内外の証券市場に同時に上場を行う場合は、定期財務諸表が国際会計基準に従って作成されなければならない。株主総会の要請がある場合は、ベトナム会計基準に従った財務諸表を作成し、会計基準の相違点に関する説明書を添付しなければならない。

3. 法律に規定した外国投資家参加比率を確保する。

4. 海外での証券取引所における証券上場に関する外国為替取引について、外国為替管理に関するベトナム法律の規定を遵守する。

第 67 条 国内証券取引所での上場を目的とする海外での証券取引所における上場の取消

1. 現地国の上場条件を満たせず、上場が取消された場合、上場組織は国内証券取引所での追加上場を登録することが出来る。

2. 上場組織は、海外での証券取引所における売出し及び上場を取消し、国内証券取引所での追加上場を登録することが出来る。

3. 海外での証券取引所における上場取消を行った後の国内証券取引所での上場登録は、ベトナム証券及び証券市場に関する法律の規定に従って実行される。

第 68 条 海外での証券取引所における預託証券の上場に関する報告及び情報公開

1. 海外での証券取引所において預託証券を発行する目的で基礎証券を発行した発行組織は、海外での証券取引所での上場登録をする前に国家証券委員会へ報告しなければならない。報告書類は以下の通り。

a) 預託証券の発行及び海外での証券取引所での上場を承認した株主総会の決定。

b) 基礎証券の売出しまたは預託証券発行を目的とする流通している基礎証券の数量に関する資料。

c) 本政令添付資料の付録 09 のフォームに従った情報公開表。

d) 海外での証券取引所における預託証券の発行及び上場書類のコピー。

2. 発行組織は預託証券上場登録書類を正式に海外での証券取引所へ送付し、現地国の権限機関または証券取引所による証券上場の承認または却下に関する決定を受けた際に、本政令第 66 条第 1 項・第 2 項に規定した報告・情報公開を行わなければならない。

第 69 条 基礎証券発行組織の義務

1. 預託証券発行を目的に基礎証券を保有する機関は、保有基礎株式に関する情報公開の義務を履行し、預託証券所有者に関する義務を履行しなければならない。

2. 預託証券発行を目的とする基礎証券の発行組織は、本政令第 66 条に規定した義務を履行しなければならない。

第 4 節 禁止される取引

第 70 条 禁止される取引

1. 以下の行為を含む内部取引：

a) 内部情報を利用し、自己または他人のために証券を売買する行為。

b) 内部情報を過失または故意によって提供すること、または内部情報に基づいて他人へ証券売買をコンサルティングする行為。

2. 以下の取引を含む証券市場操作取引：

a) 単数または複数の自己口座または他人口座を使用したり、或いは黙認したり、虚偽の需給を作るため、証券を連続して売買する行為。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

- b) 個人或いはグループが秘密裏に同じ取引日に同類の証券の売買注文を出すこと、または秘密裏に証券売買取引を行ったが所有権の譲渡に繋がらない、或いはその所有権をグループ内のメンバー間で転換し、虚偽の需給を作り、証券の価格を吊り上げる行為。
- c) 市場開始時間帯または市場終了時間帯に、市場を支配するような証券数量を連続して売買し、市場におけるその証券類の新たな始値及び終値を作る行為。
- d) 他人が連続して証券売買の注文を出すように共謀、勧誘する形で証券取引を行い、需給及び株価に大きな影響を与え、株価を操作する行為。
- e) 取引により証券一種をある程度保持した後、大衆メディアを通してその証券や証券発行組織に対して意見を直接的にまたは間接的に出し、その株価へ影響を与える行為。
- f) 虚偽の需給を作り、株価を操作するためのその他の方式または取引行為。

3. その他禁止される取引：

- a) 組織・個人が直接的または間接的に証券についての不正・詐欺・虚偽情報を流す、必要な情報の隠蔽などを行い、重大な誤解を与えた後にその証券を売買し利益をあげる行為。
- b) 証券会社が顧客の出した注文の優先順を変更する、顧客の注文における情報が株価へ大きな影響を与えられると判断した場合に、取引システムへ入力されていない顧客の注文へのアクセスを利用して自己またはその他の個人・組織に注文を出し、株価変更から直接または間接的に利益をあげる行為（利益の確保または損失の減少・防止）
- c) 証券所有者が、法律に規定した情報公開を避けるため、所有権を隠す取引を行う行為。
- d) ファンド管理会社が証券会社と結託し、ファンド管理会社が管理する投資リストに掲載された証券の過剰取引を行うことにより、証券会社が仲介手数料を不当に得ることでファンドの投資家に損失を与える行為。
- e) 公安省または国家権限機関が公表する犯罪活動に関わる個人・組織のリストに記載された個人・組織に関連する取引。

第6章

証券ビジネス組織

第71条 証券ビジネス組織の資本金及び株主・出資者に関する規定

1. ベトナムにおける証券会社の業務に必要な法定資本：
 - a) 証券仲介業務：250億ベトナムドン
 - b) 証券売買業務：1,000億ベトナムドン
 - c) 証券発行保証業務：1,650億ベトナムドン
 - d) 証券コンサルティング業務：100億ベトナムドン
2. 複数の業務の許可を申請した場合は、法定資本金は許可を申請した各業務に即した法定資本金の合計である。
3. ベトナムにおけるファンド管理会社、ベトナムにおける海外ファンド管理会社の支店の法定資本金は250億ベトナムドンである。
4. ベトナムにおける証券ビジネス組織・海外ファンド管理会社の支店設立の出資金はベトナムドンでなければならない。
5. 証券ビジネス組織設立に出資した個人に関する規定：
 - a) 企業に関する法律に規定される企業設立が出来ない個人ではなく、証券ビジネス組織設立へ出資できる財政能力のある個人である。
 - b) 自己資金のみ出資することが出来、財務省指導に従って財政能力のあることを証明しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

6. 証券ビジネス組織設立に出資した組織に関する規定：

a) 法人であり、統合・合併・分割・解散・破産の状態になく、企業に関する法律に規定した企業設立管理の出来ないケースに該当しないこと。

b) 過去2年間連続して営業結果が黒字で累計損失がない。それ以外に、商業銀行・保険会社・証券ビジネス組織である場合は、活動監査や特別監査を受けたり、またはその他の警告を受けることがなく、事業別法律の規定に従った出資・投資の条件を満たしていること。

その他の経済団体である場合：

- 証券ビジネス組織設立へ出資した年度から過去5年間連続して営業している。

- 長期資産を差し引いた自己資本が出資する予定の資金以上である。

- 流動資本が出資する予定の資金以上である。

c) 自己資本及び事業別法律に規定したその他の適切な資金のみ使用することが出来、会計監査を受けた最新年度財務諸表に例外のないこと。

7. 証券会社における株主・出資者の構造：

a) 最低限、創立株主・創立者の2者が本条第6項に規定した条件を満たしていること。メンバー一人有限会社の形態によって設立される証券会社の場合、所有者は保険会社または商業銀行でなければならない。

b) 組織としての創立株主・創立者の株式所有比率・出資比率が資本金の65%以上を占め、その中に保険会社・商業銀行などの組織が資本金の30%以上を所有している。

c) 証券会社の資本金を10%以上所有する株主・出資者及びその株主・出資者との関係者（ある場合）は、その他の証券会社の資本金を5%以上所有してはならない。

d) 以下の場合を除き、ベトナムで活動する証券会社は、ベトナムにおけるその他の証券会社の設立に出資したり、株式・出資分を購入してはならない。

- 統合・合併または、証券取引所に取引登録・上場した証券会社の流通している株数の5%以下を所有するまたは関係者と共同所有するための購入。

8. ファンド管理会社における株主・出資者の構造：

a) 最低限、創立株主・創立者の2者が本条第6項に規定した条件を満たしていること。メンバー一人有限会社の形態によって設立されるファンド管理会社の場合、所有者は保険会社または商業銀行でなければならない。

b) 組織としての創立株主・創立者の株式所有比率・出資比率が資本金の65%以上を占め、その中に保険会社・商業銀行・証券会社などの組織が資本金の30%以上を所有している。

c) ファンド管理会社の資本金の10%以上を所有する株主・出資者及びその株主・出資者の関係者（ある場合）は、その他のファンド管理会社の資本金を5%以上所有してはならない。

d) 以下の場合を除き、ベトナムで活動するファンド管理会社はベトナムにおけるその他のファンド管理会社・証券会社の設立に出資したり、株式・出資分を購入してはならない。

- 統合・合併または、証券取引所に取引登録・上場したファンド管理会社・証券会社の流通している株数の5%以下を所有するまたは関係者と共同所有するための購入。

9. 外国投資家は、活動している証券ビジネス組織の資本金を49%所有する目的で株式・出資分を購入することが出来る。本条第10項のa・b・dに規定した条件を満たした外国機関は、活動している証券ビジネス組織の資本金を100%使って、所有する目的で購入することが出来る。本条第10項に規定した条件を満たした外国機関は、ベトナムで活動する外資系100%の証券ビジネス組織を設立することが出来る。

外国投資家の株式・出資分の購入、証券ビジネス組織設立のための出資は財務省の指導に従って実行される。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

10. 証券ビジネス組織の設立への出資、100%外資を設立するために株式を購入する外国機関に対する条件：

- a) 銀行・証券・保険の分野で活動する機関であり、設立のため出資や株式・出資分を購入する年度の過去2年以上活動していること。
- b) 銀行・証券・保険の分野における海外の専門的管理・監査機関の継続且つ連続的な監査を受け、それらの機関からベトナムにおける証券ビジネス組織設立のための出資について書面による承認を得ていること。
- c) 銀行・証券・保険の分野における海外の専門的管理・監査機関及びベトナム国家証券委員会と、証券及び証券市場の情報交換や活動の管理・監視・監査協力に関する双方または一方の覚書を締結していること。
- d) 本条第6項に関連する規定を満たしていること。

第72条 証券ビジネス組織の設立及び活動の許可申請手順・手続・書類

1. 証券ビジネス組織の設立及び活動の許可申請書類は以下の通り。

- a) 証券法第63条に規定した書類。
- b) 証券ビジネス組織設立に関する株主・出資予定者の決議が添付された会議議事録、または所有者の決定。
- c) 賃貸側または所有者による本社事務所の所有権・使用权を証明する資料が添付された本社事務所賃貸に関する基本契約書または所有者によるサイト・事務所の譲渡に関する決定。
- d) 財政能力を証明する資料：

- 個人の場合：銀行が発行したベトナムドン・外貨両替の残高証明書、証券預託センターが発行した預託口座の証券数に関する証明書。

- 組織の場合：会計監査を受けた最新年度の財務諸表及び最新四半期の財務諸表。親会社である出資機関の場合は、会計及び会計監査に関する法律の規定に従った最新年度の連結財務諸表を追加しなければならない。金融・銀行・保険・証券の分野で活動する機関の場合は、事業別法律に規定した財政安全指標・資金安全指標に関する直近の2年間分の月間報告書を追加しなければならない。

e) 取締役会・監査委員会（ある場合）・内部会計監査部門の役員、社長、副社長、ファンド管理会社設立申請書類の業務担当社員5人以上、証券会社設立申請書類の許可申請業務毎の担当社員3人以上の名簿と添付された有効な身分証明書またはパスポート・犯罪経歴証明書・履歴書・適切な資格。

f) 以下の資料が添付された株主・出資者名簿：

- 個人の場合：有効な身分証明書またはパスポート、履歴書。資本金10%以上を所有する予定者である場合は、犯罪経歴証明書を追加提出しなければならない。

- 組織の場合：設立及び活動に関する許可書（ある場合）、営業許可書または相当するその他資料、会社の定款、証券ビジネス組織設立への出資に関する会議議事録及び株主総会・取締役会の決定、所有者の決定、委任される代表者の有効な身分証明書またはパスポートのコピーと添付された委任状。資本金10%以上を所有する予定機関である場合は、委任された代表者及び法律上の代表者の犯罪経歴証明書を追加提出しなければならない。

g) 権限を有する国家管理機関が発行した設立への出資を承認した書面（商業銀行の場合における国家銀行、保険会社の場合における財務省）、

h) 個人・組織が本政令第71条に規定した条件を満たすことを証明するその他の資料。

2. 株主・出資者が外国機関である場合、権限を有する外国管理機関が発行した資料は、書類提出日から6カ月前までに領事認証を行い、ベトナムで合法的に活動している翻訳機関によってベトナム語へ翻訳し公証されなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

3. 本条第1項・第2項に規定した書類の原本1式と電子化1式を準備する。原本1式の書類は直接または郵送で国家証券委員会のワンストップ部へ送付される。
4. 株主・出資者は必要に応じて書類の修正・追加を行う。修正・追加版には、国家証券委員会へ送付した書類に署名した者の署名がなければならない。書類を明確にする必要がある場合、国家証券委員会は株主の代表者、創立者または社長予定者に直接または書面による説明を要請することが出来る。
5. 国家証券委員会から書面による要請を受けた日付から30日以内に、証券ビジネス組織の創立株主・創立者は設立活動の許可申請書類を完成させなければならない。上記期限を過ぎても書類が十分に追加・完成できない場合は、国家証券委員会は設立活動の許可書発行を却下する権限を持っている。
6. 本条第1項・第2項・第3項・第5項に規定した適切な書類を受けた日付から20日以内に、国家証券委員会は、施設の完成と出資分の凍結を書面で要請する。株主・出資者は出資分から施設完成用の資金を差し引くことが出来る。残りの出資は国家証券委員会の指定に従って商業銀行のエスクロー口座で凍結され、設立活動許可書が発給された後、その出資分が解除され、会社の口座へ送金される。
7. 本条第6項に規定した国家証券委員会の通知を受けた日付から3カ月を過ぎても、株主・出資者が施設の完成、資本金の凍結、人事の確保を十分に行わない場合、国家証券委員会は許可を棄却する権限を持つ。
8. 資本金凍結証明書・施設検査議事録及びその他適切な資料を受けた日付から7日間以内に、国家証券委員会は設立活動の許可書を発給する。拒否する場合、国家証券委員会は理由付きの書面による返事をしなければならない。

第73条 ベトナム証券ビジネス組織による海外への進出活動

1. 証券ビジネス組織が海外での代表事務所や海外へ進出する際に、財務省の規定に従って国家証券委員会の承認を得なければならない。
2. 国家証券委員会の書面による承認を得た後、証券ビジネス組織は投資及び外国為替管理の法律に従って海外での代表事務所の設立や海外への進出を実施する。

第74条 ベトナムにおける外国証券ビジネス組織の支店・事務所設立の条件

1. ファンド管理サービスを供給する外国証券ビジネス組織は以下の条件を満たした場合において、ベトナムにおける代表事務所を設立することが出来る。
 - a) 合法的に活動し、その機関が設立活動する国における財政・銀行・証券分野の専門的管理・監査機関の継続的な監査を受けている。
 - b) ベトナム国家証券委員会と証券及び証券市場の情報交換や活動の管理・監視・監査協力に関する双方または他方覚書を締結した海外専門的管理・監査機関の国で合法的に活動したり、またはベトナムにおけるファンドを管理している。残り活動期間（ある場合）が1年以上である。
2. 証券仲介業務・証券発保証業務を実行している外国証券ビジネス組織は、本条第1項の a・b に規定した条件を満たした場合において、ベトナムにおける証券会社の代表事務所を設立することが出来る。
3. ファンド管理サービスを供給する外国証券ビジネス組織は、証券法第77条及び以下の条件を満たした場合において、ベトナム支店を設立することが出来る。
 - a) 本国の規定に従って合法的に活動し、公開ファンド管理活動を実施することが出来、本国の専門的管理・監査機関からベトナム支店設立活動の書面による承認を受けている（本国の法律に規定される場合）。
 - b) ベトナムにおけるファンド管理会社の資本金5%以上を所有する株主・出資者ではない。
 - c) 外国ファンド管理会社の支店は、海外で調達した資産の管理サービスのみ供給することが出来る。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

d) 本政令第 71 条第 10 項の b の規定を満たし、またはベトナムで活動する代表事務所があり、本条第 1 項の b の規定を満たしている。

e) 外国ファンド管理会社の支店設立活動の許可申請手順・手続・書類及びベトナムにおける外国ファンド管理会社の支店の活動は財務省の規定に従って行われる。

第 75 条 ベトナムにおける外国証券ビジネス組織の代表事務所設立活動登録の手順・手続・書類

1. 外国証券ビジネス組織（以下「親会社」という）のベトナムにおける代表事務所の活動登録書類は以下のものを含む。

a) 証券法第 78 条第 2 項に規定した書類、

b) 親会社が本政令第 74 条第 1 項・第 2 項に規定した条件を満たしたと証明できる資料、ベトナムにおける代表事務所の設立を承認した外国権限機関の書面（本国の法律に規定される場合）、会計監査を受けた最新年度財務諸表または親会社が所在する場所の権限機関が発給した最新年度における納税・金銭的義務完了証明書。

c) ベトナムにおける代表事務所の設立に関する議事録及び取締役会・社長の決定、ベトナム代表事務所の所長を指定する決定、ベトナム代表事務所働く所長及び社員の有効なパスポート或いは身分証明書の公証コピー・履歴書。

d) 代表事務所の事務所賃貸に関する基本契約、添付された事務所賃貸側の所有権または賃貸権限を証明する書面。

ファンド管理会社代表事務所の設立またはベトナムで活動しているファンドの関連資料追加（あれば）の場合は、以下のものを含む。

-領事認証と公証されたファンド設立許可書のコピー（ある場合）またはファンドが海外での設立登録を完了したと証明できる資料、公示表または管理機関が発行したその他相当な資料（ある場合）、ファンドの定款、信託契約書または出資に関する覚書或いは相当する資料。

-ベトナムにおけるファンドの資本金を証明する預託銀行の書面

-間接投資口座開設証明書またはファンドの証券取引登録証明書の公証コピー

2. 本条第 1 項に規定した書類を 2 式（ベトナム語版 1 式、本国言語版 1 式）と電子化 1 式を準備する。原本 1 式の書類は直接または郵送で国家証券委員会のワンストップ部へ送付される。権限を有する外国管理機関が発行された資料は、書類提出日から 6 カ月前までに領事認証されなければならない。

外国証券ビジネス組織が必要に応じて、書類の修正・追加を行う。修正・追加版に、国家証券委員会へ送付した書類に署名した者または同権限者の署名がなければならない。

4. 十分且つ適切な書類を受けた日付から 7 日間以内に、国家証券委員会はベトナムにおける外国証券ビジネス組織の代表事務所活動登録許可書を発給する。拒否する場合、国家証券委員会は、理由付きの書面による返事をしなければならない。

第 76 条 外国証券ビジネス組織ベトナム代表事務所・所長及び社員の権利及び義務

1. 外国証券ビジネス組織ベトナム代表事務所の権利及び義務：

a) 外貨取扱いの出来るベトナムの商業銀行における支払専用の外貨口座または外貨両替によるベトナムドン口座を開設することが出来るが、それらの口座は代表事務所の活動にしか使用することができない。代表事務所口座の開設・使用・解約は関連法律の規定に従って実行される。

b) ベトナム法律の規定に従って、代表事務所働く外国人労働者を雇用することが出来る。ベトナム代表事務所働く外国人労働者を雇用した日付から 15 日間以内に、親会社は、その外国人労働者の雇用について、国家証券委員会へ報告し、権限を有する国家管理機関の書面による承認を添付しなければならない。

c) ベトナム法律の規定に従った印鑑があるが、代表事務所の権限及び役割範囲内の取引文書にしか使用することが出来ない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

d) 代表事務所活動許可書に規定した内容・期間のみに従って活動することが出来る。ベトナムにおける親会社の投資資金を含む投資家の資産・投資資金管理やベトナムにおけるその他証券ビジネス活動をしてはならない。

e) 法律が規定したその他権利及び義務。

2. 代表事務所の所長・社員は以下の肩書きを兼用してはならない。

a) 親会社の支店長、代表事務所・その他外国機関のベトナム支店の所長・社員。

b) ベトナム法律に従って設立された企業の法律上代表者、社長、副社長または社員。

c) 親会社の法律上代表者、取締役会の役員、社長、副社長、または親会社で働き、親会社の委任書がなくても親会社を代表して経済契約の締結や資産取引が出来る者。

3. 親会社の権限者が発行した書面による合法的な委任がある場合のみにおいて、代表事務所の所長は親会社を代表して、親会社及びベトナムの経済団体との営業活動・投資に関連する契約を締結することが出来る。委任書（毎回別委任）は締結毎に作成され、その委任書の適切なコピーを発効日から 10 日間以内に、国家証券委員会へ送付しなければならない。

第 7 章

証券会社

第 77 条 証券会社に関する総則

1. 証券会社は株式 1 種のみ発行し、企業結合・合併の場合を除き、発行した株式の買付けが義務付けされない。株主の権限・義務・権益及び株主総会に関する内容は企業法の規定に従って行われる。

2. 公開証券会社はファンド管理会社の 1 社へ資金管理を委託しなければならない。小規模証券会社は投資資金の自己管理、ファンド管理会社の 1 社へ資金管理を委託することが出来る。証券会社が資金管理をファンド管理会社へ委託する場合、証券会社取締役会の役員の 2/3 以上が本政令第 80 条第 1 項の規定に従った独立役員でなければならない。

3. 公開証券会社の公開株式売出しは証券法第 90 条及び財務省の規定に従って実行される。

4. 外国投資家が資本金の 49% 以上所有する小規模証券会社は外国投資家に適合する規定を遵守しなければならない。

5. 証券会社の純資産価値確定、報告・情報公開は財務省の規定に従って実行される。

第 1 節 公開証券会社

第 78 条 公開証券会社による公開株式売出しの書類・手順・手続

1. 公開証券会社の公開株式売出し登録書類は以下のものを含む。

a) ファンド管理会社が作成した公開証券会社設立を目的する公開株式売出し登録書。

b) 財務省の指導に従って作成された証券会社の定款。

c) 証券法第 15 条及び財務省が規定した公開証券売出し登録書類に従った公示表。

d) 投資管理・監査及び株式分配、発行保証約束（ある場合）に関する基本契約書。

e) 公開証券会社の取締役会役員予定者・法律上代表予定者・創立株主の名簿及び添付される以下の資料。

- 個人の場合：有効な身分証明書またはパスポートのコピー、犯罪経歴証明書、履歴書。

- 組織の場合：設立活動許可書・営業許可書（ある場合）のコピー、委任される代表者の有効な身分証明書またはパスポートのコピー・犯罪経歴証明書・履歴書と委任書。

f) 公開的に売出される株数の 20% 以上の買付けを登録し、設立活動許可書が発給された日付から 03 年間に、その株式を保持する創立株主の誓約書。ファンド管理会社及び監査銀行と独立する取締役会の独立役員による誓約書。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

g) 社長・副社長・ファンド管理者（ある場合）の名簿、添付される有効な身分証明書またはパスポートのコピー・犯罪経歴証明書・履歴書・ファンド管理資格のコピー。

2. 本条第 1 項に規定した書類の原本 1 式を準備し、国家証券委員会へ送付する。外国人創立株主に関する書類は本政令第 72 条第 2 項に従って準備される。

3. 適切且つ十分な書類を受けた日付から 30 日間以内に、国家証券委員会は、公開株式売出しの証明書を発給する。拒否する場合、国家証券委員会は、理由付きの書面による返事をしなければならない。

第 79 条 公開証券会社設立活動の許可書発行に関する条件・書類・手順・手続

1. 公開証券会社設立活動の許可書発給条件は以下のものを含む。

a) 出資した資本金が 500 億ベトナムドン以上である。

b) 専業証券投資家除きの株主が 100 人以上である。

c) ファンド管理会社によって管理される。

d) 資産が監査銀行に預託される。

e) 取締役会役員 2/3 以上が本政令第 80 条第 1 項の規定に従ってファンド管理会社・監査銀行と独立する。

2. 公開株式売出し完了日から 10 日間以内に、ファンド管理会社は売出し結果を報告し、以下のものを含む公開証券会社設立活動の許可申請書類を提出しなければならない。

a) 公開証券会社設立活動の許可申請書。

b) 売出し結果報告書、添付される売出しから収集された金額、売却した株数に関する監査銀行の証明書。

c) 株主の氏名・有効な身分証明書またはパスポートの番号・住所（個人の場合）、正式名・省略名・営業許可書の番号・本社所在地（組織の場合）、株主種類、証券預託口座の番号（ある場合）、買取した株数、所有比率、買付け日が明記された株主名簿。

d) 取締役会役員及び関連内容（ある場合）に関する株主のコメントを収集した報告書。

3. 十分且つ適切な書類を受けた日付から 10 日間以内に、国家証券委員会は公開証券会社に対して設立活動許可書を発給する。この許可書は営業許可書でもある。拒否する場合、国家証券委員会は、理由付きの書面による返事をしなければならない。

4. 公開証券会社に対する設立活動許可書の発効日から 30 日間以内に、ファンド管理会社は書類を完成させ、証券取引所に公開証券会社の株式を上場しなければならない。

第 80 条 公開証券会社の取締役会

1. 取締役会は役員が 3 人から 11 人まで、その内 2/3 以上が独立役員である。取締役会の独立役員は以下の条件を満たさなければならない。

a) ファンド管理会社・監査銀行またはファンド管理会社・監査銀行の親会社・連結会社・子会社の社長・副社長・正社員でない。

b) 本項の a) に規定した個人の父・義父・母・義母・夫婦・子供・養子・兄弟・姉妹でない。

c) 企業に関する法律に規定した取締役会の役員条件を満たした。

2. 取締役会役員 2/3 以上が本条第 1 項の規定に従って独立役員である。取締役会役員は、企業と証券に関する法律の規定に適合しなければならない。

第 81 条 公開証券会社の活動制限

1. 生産・売出し・サービス提供をしてはならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

2. 会社設立を目的する公開株式初回売出し、または資本金増資を目的する既存株主に対する新株発行、或いは結合・合併の場合における転換を目的する新株発行を除き、公開証券発行をしてはならない。
3. 証券法第 97 条第 2 項に定めた投資制限の規定を遵守する。公開証券会社の資金管理活動はファンド管理会社によって実行され、証券法の規定及び財務省の指導に従って、監査銀行に監査されなければならない。

第 82 条 公開証券会社の資本金増資・減資

1. 公開証券会社は、最も直近に開催された株主総会の承認した計画に基づいて、資本金の増資・減資をすることが出来る。
 - a) 資本金減資の場合、証券会社は減資後の純資産が本政令第 79 条第 1 項の a に規定した資金に関する要請を満たしたと確保しなければならない。
 - b) 賞与株の発行による資本金増資または株式による配当の場合、会社は資本剰余金及び税引後利益による財政能力がなければならない。
2. 資本金増資・減資要請書類は以下のものを含む。
 - a) 証券会社の資本金増資・減資要請書。
 - b) 資本金増資・減資に関する会議議事録及び株主総会の決定、会議議事録及び取締役会の決定、添付される実行の計画。
 - c) 会計監査を受けた最新四半期財務諸表。
 - d) 発行通知書の草計画、添付される分配代理店リスト。
 - e) 公示表、会社定款（変更がある場合）。
3. 本条第 2 項に規定した十分且つ適切な書類を受けた日付から 7 日間以内に、国家証券委員会は、公開証券会社の資本金増資・減資の承認を検討する。拒否する場合、証券会社は理由付きの書面による回答をしなければならない。
4. 資本金増資・減資を完了日から 7 日間以内に、公開証券会社は以下の書類で、会社の資本金増資・減資の結果について国家証券委員会へ報告しなければならない。
 - a) 資本金増資・減資の結果概要報告書と添付される本政令第 79 条第 2 項の c に従った新規投資家名簿（ある場合）。
 - b) 監査銀行で凍結された増加した資金に関する証明書（増資の場合）、または会社が株主に対する支払・清算を完了したとの監査銀行による証明書（減資の場合）、株主人数、流行中の株数（資金調整後）。税引後利益による資本金追加の場合、この書類を提出しなくてもいい。
5. 本条第 4 項に規定した報告書を受けた日付から 7 日間以内に、国家証券委員会は、公開証券会社の設立活動許可書を修正する。

第 83 条 公開証券会社の結合・合併

1. 公開証券会社は以下の原則に従って他の公開証券会社と結合・合併される。
 - a) 関係会社の株主総会が承認した結合・合併計画及び結合・合併契約。結合・合併計画は、理由・実行形態・株主に対する予測影響・純資産確定方法・転換比率・現金による支払比率（ある場合）・各公開証券会社間の資産譲渡原則が明記されなければならない。
 - b) 株主総会が異なった決定がある場合を除き、結合・合併に関連する法律相談費用・行政的費用及びその他費用は公開証券会社の経費、または株主が負担すべき費用として計上してはならない。
 - c) 株式交換及び現金による支払を組み合わせられる場合、結合・合併される会社の株主は結合・合併日に、一株における純資産の 10% 以下と相当する現金を追加に貰うことが出来る。
 - d) 公開証券会社の株主が結合・合併を反対する場合、その株主は結合・合併される公開証券会社に自分が持っている株式の買付けを要請する権利がある。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

2. 国家証券委員会に対する結合または合併を受ける証券会社の設立活動許可書の発行・改正申請書類は以下の資料を含む。

- a) 結合公開証券会社の場合における設立活動許可書の発行申請書または、合併を受ける証券会社の場合における設立活動許可書の改正申請書。
- b) 結合された、または合併された公開証券会社の設立活動許可書の原本。
- c) 結合・合併に関する株主総会の決定と添付される会議議事録、結合または合併の計画、結合または合併契約の草案、結合または合併の分析報告書、
- d) 純資産確定原則、株式交換比率、現金による支払比率（ある場合）及び関連内容に関する監査銀行の評価報告書。
- e) 本政令第 79 条第 2 項の c に規定した株主名簿、本政令第 78 条第 1 項の c・d・e・f・g に規定したその他関連資料。

3. 本条第 2 項に規定した十分且つ適切な書類を受けた日付から 15 日間以内に、国家証券委員会は、結合公開証券会社に対して設立活動許可書の発行、または合併を受ける公開証券会社に対して設立活動許可書を改正する。結合・合併日はそれらの許可書の発効日である。拒否する場合、国家証券委員会は理由を書面にて回答しなければならない。

4. 結合・合併日から 30 日間以内に、結合または合併を受けた公開証券会社は、ファンド管理会社経由で、結合・合併結果を国家証券委員会へ報告する。報告内容は以下のものを含む。

- a) 結合・合併日における資産総額・負債総額・純資産金額、変更比率、一株における現金による支払比率（ある場合）、結合・合併を反対した株主から買取した株式の数量及び価値。
- b) 関連する各公開証券会社が印鑑を返却したことを証明した権限を有する政府機関の書面、企業の印鑑登録証明書・納税コード登録証明書。

第 84 条 公開証券会社の解散

1. 公開証券会社の解散の場合：

- a) 投資管理契約が停止されたり、またはファンド管理会社が解散・破産・設立活動許可書を回収されたが、取締役会は、その日付から 60 日間以内に、交代のファンド管理会社を確立できない場合。
- b) 監査契約が停止されたり、または監査銀行が解散・破産・証券預託登録証明書を回収されたが、取締役会及びファンド管理会社は、その日付から 60 日間以内に、交代の監査銀行を確立できない場合。
- c) 公開証券会社は設立活動許可書に記載した活動期限が過ぎたが、延長できない場合。
- d) 株主総会の決定。

2. 本条第 1 項の a・b に従って公開証券会社が解散しなければならない日付から 30 日間以内に、公開証券会社の取締役会は、会社解散を承認するため、株主総会を招集する責任を負う。

3. 公開証券会社の株主総会は、資産を再評価し、会社の財産清算・解散を監査する会計監査機関を指名することが出来る。

4. 株主総会が会社の解散を決定した日付から 7 日間以内に、公開証券会社は、以下のものを含む解散手続開始承認の申請書類を国家証券委員会へ送付しなければならない。

- a) 公開証券会社の解散申請書。
- b) 会社解散に関する会議議事録と添付される株主総会の決定。
- c) 債務及び資産処理の計画と添付される債権者名・債権者の住所・債務種類・債権者別の債務金額を含む債権者名簿、会社の財産構造、財産清算ロードマップ。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

5. 本条第4項に規定した十分且つ適切な書類を受けた日付から15日間以内に、国家証券委員会は、公開証券会社の解散手続開始を承認する書面を発行する。拒否する場合、国家証券委員会は理由を書面にて回答しなければならない。

6. 公開証券会社解散の手順・手続は財務省の指導に従って実行される。

第85条 公開会社の設立活動許可書の失効

1. 以下の場合において、公開証券会社は設立活動許可書が失効する。

a) 設立活動許可書発行申請書類は、本政令第79条に規定した会社設立条件に関する誤報や偽造がある。

b) 設立活動許可書が発給された日付から12カ月が過ぎても証券投資活動を展開しない。

c) 解散、他の公開証券会社と統合や合併が行われた。

2. 国家証券委員会は、公開証券会社の設立活動許可書の回収を国家証券委員会のウェブサイトに公表する責任を負う。

3. 国家証券委員会による設立活動許可書回収の決定があった後、公開証券会社の取締役会・ファンド管理会社・監査銀行は法律の規定に従って財産清算・解散手続を行わなければならない。

第86条 承認を取得すべく変更

1. 公開証券会社の社名変更、ファンド管理会社の変更、監査銀行の変更は国家証券委員会の承認を取得しなければならない。

2. 本条第1項に規定した変更の承認申請書類は以下のものを含む。

a) 変更承認申請書。

b) 本条第1項に規定した変更を承認した会議議事録及び株主総会の決定。

c) 本条第1項に規定した関連資料。ファンド管理会社または監査銀行を変更する場合、公開証券会社は、交代するファンド管理会社・監査銀行への権限・義務譲渡を約束する上述した機関の誓約書を追加しなければならない。

3. 本条第2項に規定した十分且つ適切な書類を受けた日付から15日間以内に、国家証券委員会は、公開証券会社の変更を承認する書面を発行する。拒否する場合、国家証券委員会は理由付けの書面による返事をしなければならない。

第2節 小規模証券会社

第87条 小規模証券会社の設立条件

1. 資金管理を委託する小規模証券会社の設立活動許可書の発行条件は以下のものを含む。

a) 本政令第79条第1項のa・c・d・eの規定を満たす。

b) 専業投資家を除き、株主が99人以下ある。そのなか、組織である各株主が30億ベトナムドン以上、個人である株主が10億ベトナムドン以上出資しなければならない。

2. 自己資金管理を行う小規模証券会社の設立活動許可書の発行条件は以下のものを含む。

a) 第79条第1項のa及び本条第1項のbの規定を満たす。

b) 財産が預託銀行に預託されている。

c) 小規模証券会社の国内株主は金融機関または証券ビジネス組織或いは保険会社、または設立予定会社の取締役会の役員・社長・副社長でなければならない。

d) 社長、副社長、業務担当社員は財産管理及び当投資分析分野に5年以上経験し、ファンド管理資格または財務省が規定したその他国際資格を有さなければならない。

第88条 小規模証券会社設立活動の許可書発行に関する条件・書類・手順・手続

1. 小規模証券会社設立活動の許可書発行の申請書類は以下のものを含む。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

- a) 設立活動許可書発行申請書と添付される小規模証券会社設立手続完成までのファンド管理会社または株主代表者への委任書。
- b) 銀行のエスクロー口座に預けている出資分の証明書。
- c) 小規模証券会社設立に関する会議議事録と添付される株主による決議。
- d) 預託契約の草案、投資管理契約の草案（ある場合）。
- e) 小規模証券会社の定款、公示表。
- f) 本政令第 79 条第 2 項の c に規定した株主名簿、添付される株主・組織である株主代表者・取締役会の役員・社長・副社長の有効な身分証明書またはパスポートのコピー・履歴書、及び以下の資料。

組織である株主：設立活動許可書の適切なコピー、営業許可書（ある場合）または相当する資料、小規模証券会社設立と出資・出資分代表者の指名に関する会議議事録、株主総会・取締役会・会社所有者の決定、委任書。

外国株主：外国株主がベトナムの商業銀行における投資口座を持ち、証券取引コードを登録したことを証明する資料。

取締役会の独立役員：本政令第 80 条第 1 項に規定した独立性に関する誓約書。

g) 資金を自己管理する会社である場合は、社長・副社長・業務担当社員のファンド管理資格・国際資格のコピー、本社事務所賃貸に関する基本契約書または所有者による事務所の譲渡に関する決定、添付される賃貸側または所有者による本社の所有権・使用权を証明する資料（本社がある場合）。

2. 本政令第 72 条第 2 項に規定した権限を有する外国管理機関の発行された資料。

3. 本条第 1 項・第 2 項に規定した小規模証券会社設立申請書類の原本 1 式を準備し、国家証券委員会へ送付する。

4. 本条第 1 項に規定した適切な書類を受けた日付から 30 日間以内に、国家証券委員会は、小規模証券会社の設立活動許可書を発給する。拒否する場合、国家証券委員会は理由を書面にて回答しなければならない。

5. ファンド管理会社、株主代表者は書類の十分性・正確性・適切性について責任を負わなければならない。ミスの発見、または提出した書類の内容へ影響を及ぼす新しい事情が発生した日付から 3 日間以内に、ファンド管理会社または株主代表者は国家証券委員会へ報告しなければならない。修正・追加書面は書類に署名した者または同権限者の署名がなければならない。

6. 国家証券委員会が発立活動許可書を発給した後、小規模証券会社は預託銀行における株主の出資分を全て解放させ、投資管理契約履行のため、ファンド管理会社へ譲渡することが出来る。同時に、現物出資の株主は、企業法律及び財務省の指導に従って、会社へ出資用現物の所有権移転を行わなければならない。

7. 国家証券委員会が発立活動許可書を発給した日付から 10 日間以内に、小規模証券会社は株主名簿の作成を完成し、株主の株式所有権を確立しなければならない。

第 89 条 小規模証券会社の活動

1. 小規模証券会社の活動は以下のことを確保しなければならない。

a) 本政令第 81 条第 1 項・第 2 項の規定を遵守する。

b) 不動産の開発・展開・建設へ参加してはならない。

c) 関連法律に従ってビジネスになれる条件を満たした証券全種、不動産全種及びその他資産へ無制限に投資することが出来る。

2. 財務省は小規模証券会社の解散・結合・合併・社名変更・預託銀行の変更・ファンド管理会社の変更・管理職の変更・定款の改正追加・報告制度及び詳細活動に関して指導する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

第8章

不動産投資ファンド

第90条 総則

1. 不動産投資ファンドは公開証券投資ファンドまたは公開証券会社（証券不動産投資会社という）の形態において構成され活動する。
2. 不動産投資ファンドはファンド管理会社1社によって管理されなければならない。不動産投資ファンドの資金及び資産管理は監査銀行によって監査されなければならない。
3. 不動産投資ファンドの資産は監査銀行に預託されなければならない。
4. 不動産投資ファンドの出資証券は証券取引所に上場されなければならない。
5. 不動産投資ファンドの資金調達・出資証券の公開売出しは、ファンド管理会社が証券法第90条、本政令第78条・第79条に従って実行し、国家証券委員会に登録しなければならない。
6. 財務省は不動産投資ファンドの設立活動登録についてガイダンスする。

第91条 不動産投資ファンドの投資活動

1. 不動産投資ファンドは以下のことを確保しなければならない。
 - a) ファンドの純資産65%以上が本条第2項の規定に従って不動産へ投資されること。投資する不動産はベトナムに所在し、賃貸または安定的な収入を得るために開発される。
 - b) 法律の要請またはファンド定款に規定した権限に適切である投資家総会、或いはファンド代表委員会の決定に従って、不動産を売却しなければならない場合を除き、不動産を購入した日付から2年間以上保持しなければならない。
 - c) 投資する不動産の種類がファンド定款及び公示表に規定した政策及び目標に適合しなければならない。
 - d) 不動産投資ファンドは不動産開発・展開・建設に参加してはならない。
 - e) ファンドの純資産35%以上が現金または現金に相当する証書、銀行の法律に従った有価証券及び流通証券、上場証券、取引登録証券、国債または政府保証付きの債券に投資される。それらの資産への投資は以下の限界を超えてはならない。
 - ファンド総資産の5%以上を同機関によって発行される証券へ投資してはならない。
 - ファンド総資産の10%以上を親子会社、連結会社との関係を有する会社のグループによって発行される証券へ投資してはならない。
 - 発行組織の流通する証券の10%以上へ投資してはならない。
 - f) 不動産投資ファンドが貸付または借入の保証をしてはならず、借入れた時点での借入金総額がファンドの純資産の5%を超えてはならない。
2. 不動産投資ファンドは以下の条件を満たした不動産へ投資することが出来る。
 - a) 不動産営業の法律に従って営業ができる不動産。
 - b) 建設の法律に従って建設が完成された建物・施設。建設中である不動産の場合は、不動産投資ファンドが以下の条件を満たした場合のみに投資することが出来る。
 - 潜在顧客との取引契約があり、建設完成の直後の不動産売却、または賃貸・使用が確保されている。
 - ファンドが出資する時点で建設が計画通り進んでいる。
 - ファンドが投資する建設中の不動産総額がファンド資産総額の10%を超えない。
 - 不動産営業の法律及び土地法の規定に従って建設物のない土地ではない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

3. 以下の原因により、不動産投資ファンドの投資比率が本条第1項の a・e・f に規定した投資制限と異なっても良い。

a) ファンドの投資リストにおける資産の市場での価格変動。

b) ファンドの合法的な支払いの実行。

c) 発行組織の統合・合併活動。

d) ファンドの設立または分割・統合・合併の許可を得たばかりであり、ファンド設立登録証明書を発給した日付からの活動期間が6カ月未満である場合。

4. ファンド管理会社は上述の相違事項に関する情報を公表し、財務省の規則に従って国家証券委員会へ報告しなければならず、相違が発生した日付から1年以内に、本条第1項の規定を遵守するため、不動産投資ファンドの投資リストを調整しなければならない。

第9章

施行

第92条 本政令発効日の前後に証券取引所に上場登録をした・する機関、設立された・される証券ビジネス組織への適用

1. 本政令発効日の前に証券取引所での上場が登録済みであるが、本政令に規定した上場条件を満たしていない機関はそのまま上場することが出来、上場新条件に従って証券取引所を変更する必要はない。

2. 本政令発効日の後に証券取引所に上場を登録する機関・設立される証券ビジネス組織は、本政令の規定に従って実施しなければならない。

3. 本政令発効日の前に設立された証券ビジネス組織が、本政令第71条第7項のbと第8項のbに従って実行する必要はない。

第93条 政令の発効日

本政令は2012年9月15日に発効する。政府が2007年1月19日に公布し、証券法の一部条項及び施行の詳細について規定した政令第14/2007/ND-CP号・政府が2010年8月2日に公布した政令第14/2007/ND-CP号の一部条項を改正・追加した政令第84/2010/ND-CP号・政府が2010年1月4日に公布した私募債売出しについて規定した政令第01/2010/ND-CP号は無効となる。本政令と異なる以前に公布された規定は全て廃棄する。

第94条 施行

1. 財務省は本政令の施行細則に責任を負う。

2. 各大臣、省に相当する機関の長、政府直轄機関の長、省・中央直轄市人民委員会の委員長は本政令の施行に責任を負う。

政府代表
首相

宛先:

- 共産党中央書記委員会、
- 首相、各副首相、
- 各省・省に相当する機関、政府直轄機関、
- 汚職防止中央指導委員会の事務所、
- 各省・中央直轄市の人民評議委員会・人民委員会、
- 共産党本部及び各委員会、
- 書記長事務所、
- 国家主席事務所、
- 民族委員会及び国会の各委員会、
- 国会事務所、

Nguyen Tan Dung

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

- 人民最高裁判所、
- 人民最高検察院、
- 国家会計監査機関、
- 国家財政監査委員会、
- 社会政策銀行、
- ベトナム開発銀行、
- ベトナム祖国戦線中央委員会、
- 各団体の中央機関、
- 首相府：長官、各副長官、首相のアシスタント、ウェブサイト、各部局、広報
- 保管：書類管理部（5部）

付録

(政府が2012年7月20日に公布した政令第58/2012/ND-CP号の添付資料)

フォーム 01	私募債売出し登録書
フォーム 02	私募債売出し結果報告書
フォーム 03	私募債売上売却金の運用計画の変更（調整）報告書
フォーム 04	公開証券売却益の運用計画の変更（調整）報告書
フォーム 05	公開証券売却益の運用進捗報告書
フォーム 06	海外での証券売却益の運用計画の変更（調整）報告書
フォーム 07	海外での証券売却益の運用進捗報告書
フォーム 08	公開会社の概要
フォーム 09	外国証券取引所における預託証券上場の情報公開表

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

私募債売出し登録書

株式：..... (株式名)

宛先：国家証券委員会

I. 売出し登録機関の概要

1. 売出し登録機関の機関名（正式名）：.....
2. 取引名：.....
3. 資本金（営業許可書に記載した登録の資本金と出資した資本金両方を明記）：.....
4. 本社所在地：.....
5. 電話番号：.....ファックス番号：.....
6. 口座開設場所：.....口座番号：.....
7. 営業活動の法的根拠
- ...年...月...日付けの.....号の営業許可書
- 主な活動分野：.....コード：.....
- 主な製品・サービス：.....
- 営業活動用の総資金：.....

II. 売出し登録株式

1. 株式名：.....
2. 株式種類（普通株式でない場合は、売出し株式の特徴を明記）：
.....
3. 株式の額面：.....ベトナムドン
4. 譲渡制限期間：.....
5. 最高売出し予定価格：.....ベトナムドン/株
6. 最低売出し予定価格：.....ベトナムドン/株
7. 売出し登録株式数量：.....株
8. 売出し機関（売出し開始時点及び売出し完了時点を明記）：
9. 調達予定総資金：.....ベトナムドン
10. 流通している株数に対する追加売出し登録株数の比率：.....

III. 売却益の運用計画

（売却益の運用計画、運用進捗の計画及びその他資金（ある場合）

IV. 売出し対象者

- a) 売出し対象者の選定指標：.....
- b) 予定者名簿（添付）：.....
- c) 売出し対象者及び取締役会・監査委員会及び執行委員会（ある場合）の役員との関係：

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください

V. 売出し活動の関係者

- 発行保証機関（ある場合）

.....

VI. 添付資料

1. 売出し計画及び売却益の運用計画を承認した株主総会の決定、
2. 私募債の売出し対象者の選定指標及び売出し予定者の名簿を承認した取締役会の決定、
3. 投資家への情報提供を目的とする資料（ある場合）、
4. 条件付き分野・業界の企業に対する権限を有する政府機関の書面による承認（ある場合）、
5. その他の詳細資料または/及び外国投資家への売出しにおける外国投資家の参加比率や投資形態の遵守を証明する資料、
6. 発行保証誓約書（ある場合）、
7. その他資料（ある場合）。

.....、...年...月...日

(売出し機関名)

取締役会代表の会長

(サイン、署名、印鑑)

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

私募債売出し結果報告書

株式： (株式名)

宛先： 国家証券委員会

売出し機関：

本社所在地：

電話番号： ファックス番号：

I. 私募的売出し株式

1. 売出し株式名：

2. 株式種類：

3. 額面：

4. 売出し登録株数：

5. 調達予定総資金：

6. 売出し開始日：

7. 売出し完了日：

II. 私募債売出し結果

1. 流通された株数：、売出し予定株数の%を占める

2. 売却価格（最低売却価格、最高売却価格、加重平均売却価格）：

3. 株式売却益総額：ベトナムドン

4. 総費用：ベトナムドン

- 株式流通費用：

5. 売却益の純益：ベトナムドン

III. 私募債売出しに参加した投資家の名簿及び所有比率

順序	投資家名	身分証明書または パスポート番号、 営業許可書または 契約（組織投資家 の場合）	売出し前 の所有株 数	分配され た株数	売出し後 の所有株 数	売出し後 の所有比 率

（国家証券委員会に登録した株式売出しに参加する投資家名簿と異なった投資家名簿である場合は、投資家変更の理由を明記する）。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

.....、...年...月..日.

(発行組織)

企業の法律上代表者

(サイン、署名、印鑑)

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

私募債売却益の運用計画の変更（調整）報告書

株式：....（株式名）

宛先：国家証券委員会

売出し機関名：

本社所在地：

電話番号：ファックス番号：

I. 私募的売出し株式

1. 売出し株式名：

2. 株式種類：

3. 額面：

4. 売出し株数：

5. 調達総資金：

6. 売出し開始日：

7. 売出し完了日：

II. 私募債売却益の運用計画

1. 私募債売却益の運用計画：

2. 変更（調整）計画：

3. 変更理由：

4. 変更の根拠： ...年...月...日付けの取締役会決議...号、...年...月...日付けの株主総会決議...号

5. 変更（調整）計画の公表先：年...月...日付けの.....

.....、...年...月...日

（発行組織）

企業の法律上代表者

（サイン、署名、印鑑）

ベトナム社会主義共和国
独立 – 自由 – 幸福

公開証券売却益の運用計画の変更（調整）報告書

証券：（証券名）、国家証券委員会の委員長が...年、...月...日に発給した売出し承認書...号

宛先： 国家証券委員会

売出し機関名：

本社所在地：

電話番号：ファックス番号：

I. 公開売出し証券

1. 売出し証券名：
2. 証券種類：
3. 額面：
4. 売出し証券数量：
5. 調達総資金：
6. 売出し開始日：
7. 売出し完了日：

II. 公開証券売却益の運用計画

1. 公開証券売却益の運用計画：
2. 変更（調整）計画：
3. 変更理由：
4. 変更の根拠： ...年...月...日付けの取締役会決議...号、...年...月...日付けの株主総会決議...号
5. 変更（調整）計画の公表先：年....月....日付けの.....

.....、...年...月..日.

(発行組織)

企業の法律上代表者

(サイン、署名、印鑑)

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

公開証券売却益の運用進捗報告書

証券： (証券名)、国家証券委員会の委員長が...年、...月...日に発給した売出し承認書...号

宛先： 国家証券委員会

売出し機関名：

本社所在地：

電話番号：ファックス番号：

I. 公開売出し証券

1. 売出し証券名：

2. 証券種類：

3. 額面：

4. 売出し証券数量：

5. 調達総資金：

6. 売出し開始日：

7. 売出し完了日：

II. 公開証券売却益の運用計画

1. 公示表に公開したスケジュール：

2. 現在の進捗：

3. 変更、調整（ある場合）と調整の原因・理由：

.....、...年...月...日

(発行組織)

企業の法律上代表者

(サイン、署名、印鑑)

ベトナム社会主義共和国
独立 – 自由 – 幸福

海外での証券売却益の運用計画の変更（調整）報告書

証券：（証券名）、国家証券委員会の委員長が...年、...月...日に発給した売出し承認書...号

宛先： 国家証券委員会

売出し機関名：

本社所在地：

電話番号：ファックス番号：

I. 公開売出し証券

1. 売出し証券名：

2. 証券種類：

3. 額面：

4. 売出し証券数量：

5. 調達総資金：

6. 売出し開始日：

7. 売出し完了日：

II 海外での公開証券売却益の運用計画

1. 海外での公開証券売却益の運用計画：

2. 変更（調整）計画：

3. 変更理由：

4. 変更の根拠： ...年...月...日付けの取締役会決議...号、...年...月...日付けの株主総会決議...号

5. 変更（調整）計画の公表先：年....月....日付けの.....

.....、...年...月...年

(発行組織)

企業の法律上代表者

(サイン、署名、印鑑)

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

海外での公開証券売却益の運用進捗報告書

証券： (証券名)、国家証券委員会の委員長が...年、...月...日に発給した売出し承認書...号

宛先： 国家証券委員会

売出し機関名：

本社所在地：

電話番号：ファックス番号：

I. 海外での公開売出し証券

1. 売出し証券名：

2. 証券種類：

3. 額面：

4. 売出し証券数量：

5. 調達総資金：

6. 売出し開始日：

7. 売出し完了日：

II. 海外での公開証券売却益の運用計画

1. 公示表に公表したスケジュール：

2. 現在の進捗：

3. 変更、調整（ある場合）と調整の原因・理由：
.....

.....、...年...月...年

(発行組織)

企業の法律上代表者

(サイン、署名、印鑑)

公開会社の概要

会社名：ABC

(..... が..... 年...月...日に発給した営業許可書.....号)

所在地：.....、電話番号：.....、ファックス番号：.....、

ウェブサイト：.....)

広報担当：.....

氏名：.....

電話番号：.....ファックス番号：.....

I. 公開会社の特徴及び状況

(以下の内容を十分に確保できる概要)

1. 設立・発展の概要（設立からの増資段階または国営企業の民営化段階）
2. 会社の組織図（ある場合のグループにおける位置づけ）（説明文あり）
3. 会社の管理組織図（説明文あり）
4. 会社株式の5%以上を保有する株主名簿（氏名、住所）、創立株主名簿及び持株比率（譲渡制限の規定が有効である場合）、株主構造（国内外の組織・個人、保有比率）
5. 公開会社の親会社及び子会社、公開会社が制御権または企業支配株式を保有する会社、公開会社の制御権または企業支配株式を保有する会社の名簿
6. 営業活動
7. 直近2年間の生産営業活動結果報告書
8. 同分野のその他企業に対する会社の位置づけ
 - 業界における会社の位置づけ
 - 業界発展予測
9. 労働者に対する制度
 - 労働者の人数
 - 研修・給与・賞与・手当の制度
10. 配当制度（直近2年間の配当比率及び配当金支払に関する制度）
11. 財政的状况
12. 資産（会社が所有する工場・財産等）

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

13. 次年度の利益・配当金計画

指標	X+1年		X+2年	
	計画	X年に対する...%増加・減少	計画	X+1年に対する...%増加・減少
純売上高				
税引き後利益				
純売上高に対する税引き後利益比率				
自己資本に対する税引き後利益率				
配当金				

- 上述した利益・配当金計画を達成するための根拠を述べる。

14. 実現していない公開会社の約束に関する情報（転換社債、保証約束、借入約束、貸付約束など）

15. 生産営業発展戦略・方向性

16. 会社に関する紛争・訴訟の情報（ある場合）

II. 会社の経営体制

1. 取締役会の構造・メンバー及び活動（ある場合における取締役会の部会を含む取締役会の構造）を紹介し、取締役会役員の名簿及び履歴書、取締役会の独立役員・社外役員・社内役員を明確にする。

2. 監査委員会

3. 社長及び管理職

4. 会社経営強化計画

III. 付録

情報公開表

会社：

(..... が..... 年...月...日に発給した営業許可書.....号)

外国証券取引所における預託証券の上場

(..... が..... 年...月...日に発給した上場登録書.....号)

証券名：

額面：.....

上場登録数量：

預託銀行：

財政コンサルティング機関：

法律コンサルティング機関：

会計監査機関：

I. 発行組織の特徴及び状況

1. 会社名、所在地、電話番号、ファックス番号、ウェブサイト、資本金、流通している株数：
.....

2. 営業分野、活動状況、発展計画・方向性：

3. 財政状況及び財政指標（ベトナム会計基準（ある場合）、現地国の会計基準、相違がある場合における会計監査機関の説明・承認）：

4. 株主構造（...年...月...日現在）：:

内訳：

- 外国人株主：

+ 数量：

+ 保有比率：

- 国内株主：

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照ください

+ 数量 :

+ 保有比率 :

II. 預託証券の上場計画

1. 預託証券の特徴 :

a) 上場予定の預託証券の数 (数量と比率) :

b) 海外での預託証券保有者の権益及び義務 (現地国の法律に従った) :

2. 予定上場市場 :

3. 上場組織 :

4. 株式選定及び預託銀行の預託証券への転換形態 (預託証券発行用の基礎株式がベトナムで取引している株式の一部である場合)。

5. 関係個人・組織 :

- 法律コンサルティング機関 :

- 保証機関 (主な発行保証機関及び共同保証機関) :

.....

- 関係監査機関 :

.....

6. 海外の証券取引所における預託証券上場の効果に関するコンサルティング機関の評価 : ...

III. 発行組織の義務 (現地国の法律に従った情報公開・会社経営の義務) :

IV. 預託銀行の義務

V. その他情報

1. 公示表の公開場所 :

2. 広報担当者 (氏名、住所、電話番号、ファックス番号) :

.....

VI. 取締役会の誓約

会社の取締役会は、この情報公開表に記載した情報及びデータは正確で、私達が知り得る現状や適切に調査・収集した事情に適合することを約束する。

取締役会代表
会長